

## G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ

1. 我々、G7 の気候・エネルギー・環境大臣は、気候や環境を危険にさらし、地球、生命と生計、及び世界中の次世代のニーズに深刻な影響を与える多重の危機に対処するため、2022 年 5 月 26 日～27 日、ベルリンで会合を開催した。
2. 我々は、ロシアによる不当な、いわれのない、不法なウクライナに対する侵略戦争と、ウクライナが主権を有する領域においてロシア軍によって行われた恐るべき残虐行為を、最も強い言葉で非難する。我々は、ロシアによる国連憲章及びその他の国際法の基本原則の違反に団結して反対し、重要なインフラを稼働させるための緊急対応を含め、ウクライナとの連帯及びウクライナへの支援に搖るぎない姿勢で臨んでいる。ロシアの侵略戦争は、悲劇的な人的被害、世界的な経済及び社会の混乱、深刻な環境破壊を引き起こしている。我々は、グリーンな復興と回復のためにウクライナと協力する用意がある。我々は、既存の課題を著しく悪化させ、食料及びエネルギー・システムにおける不足や混乱、特にエネルギー及び世界食料市場を含む商品市場の価格高騰を引き起こしている、ロシアのウクライナに対する侵略戦争の破滅的な影響を深く憂慮する。これは、世界中の人々の生活に多大な影響を与え、人道的・保護的ニーズを増大させている。我々は、世界の食料及びエネルギー安全保障を維持するために多国間の協調的対応を加速させ、この点において最も脆弱なパートナーに寄り添うことを決意する。
3. 我々は、開かれた、自由かつ包摂的な社会を守るためにルールに基づく国際秩序に対し、我々の深いコミットメントを堅持し続ける。我々は、気候危機、生物多様性の損失及び汚染によって引き起こされる存亡の脅威に対抗するための我々の共同の責任を果たすことを決意する。

### I. 共同行動：気候変動、エネルギー及び環境の課題をともに解決へ

4. **3 つの地球規模の危機へ取り組むこと：**我々は、気候変動、生物多様性の損失、汚染という 3 つの世界的危機に関して深い懸念を表明し、これらの課題が表裏一体で相互に強化されていること、また、これらの課題は主に人間活動と持続不可能な消費・生産パターンに起因していることを認識する。したがって、我々は、この決定的に重要な 10 年間で、気候変動対策と生物多様性の行動、クリーンエネルギー移行、環境保護の間の相乗効果を活用した、即時、短期、中期の行動にコミットする。これは、長期的な変革を促すべきものとなる。我々は、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム (IPBES)、気候変動に関する政府間パネル (IPCC)、その他の関連する国際科学・政策パネルに対し、この点での協力を強化するよう求める。我々は、より資源効率的な循環型の経済への移行が提供する機会を認識する。我々は、人々、地球及び繁栄のための行動計画としての「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を

全面的に達成する必要性を認識し、2023 年の未来サミットを重要なマイルストーンとして成功させるために努力する。我々は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、リオ 3 条約、パリ協定及びグラスゴー気候合意を含むパリ協定の下の決定、緊急に必要とされるポスト 2020 生物多様性枠組、大気、化学物質、廃棄物に関する関連の多国間協定を含む水及び汚染に対処するその他の既存の国際文書、プラスチック汚染及び国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）に関する法的拘束力のある国際文書に関する交渉その他が、地球環境課題に取り組む我々の共同の努力を前進させるものであることを強調する。我々は、これらの協定に固定された目標を達成するために、その実施を早急に強化することを決意する。我々は、生命、健康、経済及び社会のあらゆる部門を変容させるこれらの危機に対し、最新の科学的知見に沿った緊急の対応と、効果的かつ統合的なアプローチが必要であることを強く主張する。我々は、 $1.5^{\circ}\text{C}$  の気温上昇に抑えることを射程に入れ続け、全ての人にとって住みやすく持続可能な未来を確保するための機会の窓が急速に狭まっているとする IPCC の最新報告書からのメッセージを明確に示す。我々は、現在の政策が、2100 年までに、自然及び人々に不可逆的かつ持続的な影響をもたらす、中央値  $3.2^{\circ}\text{C}$  の温暖化に世界を到達させる、という IPCC の調査結果を、懸念をもって強調する。また、約 100 万種が絶滅の危機に瀕しており、その多くが数十年以内に絶滅する可能性があること、人類の歴史上、最も早く生物多様性が減少しており、生態系が劣化しているという IPBES の調査結果を、懸念をもって強調する。我々は、2022 年に新たな生物多様性枠組を採択すること及び、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるために生物多様性枠組の迅速かつ即時の実施に係る緊急性を明言する。我々は、すでに貧困、ジェンダー及び社会的不平等に直面している人々に対し、気候変動及び生物多様性の損失が与える不釣り合いな影響を深い懸念を持って留意し、それに対して取り組むという我々のコミットメントを再確認する。気候変動と汚染は生物多様性損失の主な要因であり、同時に、汚染、砂漠化、土地及び海洋の劣化、水不足と闘い、生物多様性を保護し、保全し、回復することは、気候変動に対処するために極めて重要である。

5. **資金の流れを動員し、整合させること**：我々は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染との戦いには、民間及び公的な、国内及び国際的な資金を動員することが必要であることを認識する。我々は、資金の流れをこれらの目標に整合させるための明確な政策と戦略を実施することにコミットする。我々は、パンデミックによるあらゆる生活領域への継続的かつ壊滅的な影響に対抗するため、環境を害さない、パリ協定に整合した、ネイチャーポジティブな COVID-19 復興策を実施することを決意する。公的な行動の重要性を認識しつつ、我々は、持続可能な開発目標（SDG）12.7 に沿った公共調達のグリーン化やグリーニング・ガバメント・イニシアティブを通じた協力を含めた政府の行動を、我々の気候、エネルギー、生物多様性及びその他の環境目標に完全に一致させるための世界的努力の先頭に立つことにコミットする。我々は、持続可能な金融の政策が、グリーンかつ公平な復興にとって極めて重要であり、気候及び自然に関連する金融リスクを軽減しつつ、移行のために民間資本を動員することによって強靭性を支えることに留意する。我々は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染に対処するための資金調達に

おける国際開発金融機関（MDBs）の重要な役割、並びに、その政策、投資及び業務においてこれらの問題を主流化することの重要性を認識する。我々は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）COP26におけるMDBsの声明を強く歓迎し、生物多様性条約COP15第二部（CBD COP15.2）までにMDBsが生物多様性資金に対する具体的な金額へのプレッジにコミットすることを求める。我々は、国際サステナビリティ基準審議会の設立を歓迎し、サステナビリティ報告基準のグローバルなベースラインを策定するその作業プログラムを引き続き支持する。さらに、我々は、この点において、G7財務大臣の作業を支持する。我々は、気候変動及び生物多様性資金のジェンダー対応及び包摂性を高めることに再度コミットする。我々は、統合的かつ相乗的な方法で環境のあらゆる側面に対処する主要な資金メカニズムとして、また、環境課題に取り組む我々のコミットメントの反映として、地球環境ファシリティの強力な第8次増資を歓迎する。

6. **気候変動と生物多様性を関連付けること**：健全な生態系は気候変動に強靭で、適応策を支え、炭素を隔離することで緩和策に重要な役割を果たす。同時に、気候変動は生態系の劣化と生物多様性の損失の主要な要因である。我々は、2030年までに生物多様性の損失を止めて、反転させ、 $1.5^{\circ}\text{C}$ の気温上昇の制限を達成するために、生態系を保護し、保全し、持続可能な形で管理し、回復させることの重要性を強調する。我々は、野心的な国際的行動を求ることによりリーダーシップを発揮し、気候変動と生物多様性の損失に統合的に対処し、双方に利益のあるアプローチを促進する野心的な国家政策、戦略及びプログラムを開発し、実施することにコミットする。我々は、自然を活用した解決策（NbS）が、気候危機、生物多様性の損失、森林減少、砂漠化、海洋・淡水の劣化に取り組むための重要な梃子となること、炭素隔離と気候変動への適応に不可欠であることを強調する。この点で、NbSは「国連生態系回復の10年」の下での我々の努力と、持続可能な開発目標（SDGs）及びリオ3条約の達成に貢献する。したがって、我々は、生物多様性の損失、気候変動、汚染という3つの危機に対処するため、最近の国連環境総会（UNEA）決議「持続可能な開発のための自然を活用した解決策」で定義され、適応と災害リスク軽減に大きな利益をもたらす、NbSの実施を強化することにコミットする。我々は、社会的・環境的セーフガードはNbSの不可欠な要素であることを強調する。我々は、自然協約におけるコミットメントに沿って、国内外でのNbSのための資源動員を増やすことにコミットする。我々は、NbSが、国が決定する貢献（NDC）、長期戦略（LTS）、国家適応計画（NAP）又は戦略、生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）又はその他の戦略及び計画の実施に組み込まれることを確保し、パートナーとの協力の重要性を明確に示しつつ、持続可能な開発のための戦略に組込むことを促進する。我々は、NbSが脱炭素化及び温室効果ガス排出削減のための緊急の行動に取って代わることはできないが、遅くとも2050年までに温室効果ガス排出のネット・ゼロ目標を達成し、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させ、2030年までにSDGsを達成するために、これらの努力と並行してNbSが必要であることを強調する。
7. **土地利用、土地利用変化及び林業**：森林減少を含む土地利用の転換、農業による生息地の喪失、持続不可能な農業慣行は、生物多様性の損失、土地劣化、気候変動、水不足の

増加及び汚染の主な要因である。したがって、土地利用、土地利用変化及び林業に関する生物多様性に配慮したネイチャーポジティブな政策を、リオ3条約やパリ協定の目標、気候変動と生物多様性の両方の目標を達成するために緊急に必要なポスト2020生物多様性枠組に合致させることが極めて重要である。我々は、炭素貯留に関するG7農業大臣の議論を歓迎する。我々は、SDG15.3に沿った、土地劣化中立達成への我々のコミットメントを再確認する。我々は、アビジャンにおける国連砂漠化対処条約第15回締約国会議（2022年5月9–20日）の成果を歓迎し、その決定を実施するために他の締約国と協力することを期待する。地球土壤パートナーシップによる作業と、森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言、G72030年自然協約及び2030年までに森林の消失、森林減少及び土地劣化を阻止し反転させるという集団的コミットメントに基づき、我々は、陸域生態系、特に森林を保護、保全、回復させるとともに、持続可能な形で管理し及び利用するための野心的な国家目標及び戦略の確立、並びにこれらの目標の監視及び報告を行うことにコミットする。我々は、自然の炭素貯留を強化し、農業、林業及びその他の土地利用部門における排出を削減することにコミットするとともに、改善された監視と排出集約型材料を持続的に生産される排出削減型材料又は気候中立かつネイチャーポジティブな材料に代替する努力を支持し、持続可能な土地管理を実施することにより、生物多様性を保全し保護することにコミットする。さらに、我々は、気候変動、生物多様性損失及び汚染という複数の課題に対処する一連の解決策を更に拡大し、食料安全保障を強化し、ワンヘルスマルチに貢献するために、気候スマートかつネイチャーポジティブな農業イノベーションに対する投資の重要性を強調し、追加的投資の活性化における気候のための農業イノベーションミッションのようなイニシアティブの努力に留意する。

8. **持続可能で気候変動に強靭性のある水管理**：我々は、気候変動、人口増加、持続不可能な水利用により、淡水資源がますます劣化し、その結果持続可能な開発、特に、食料安全保障、人々の健康、エネルギー安全保障及びジェンダー平等並びに生物多様性を含む環境が脅かされていることを認識する。したがって、我々は、地下水を含む淡水に対する人為的な圧力を軽減し、NbSを含むそのレジリエンスを高めることによる水辺の生態系の多様なサービスを保全又は保護するために、それが適切な場合には、国境を越えた協力を含むあらゆるレベルにおける統合的水資源管理(IWRM)のような持続可能な水利用を支援することにコミットする。我々は、特に脆弱な国に対し、持続可能で気候変動に強靭性のある水管理を支援する。我々は、特に、他のセクターとの共同及び相互連携を強化することを通じて、2030アジェンダの水関連の目標及びターゲットを達成するための努力を世界的に強化する。この目的のために、我々は、国連2023年水会議での成功に貢献することにコミットする。
9. **海洋**：我々は、気候変動に対応し、沿岸及び脆弱なコミュニティにおける適応とレジリエンスを強化し、生物多様性の損失を止めて反転させ、食料と栄養の安全保障を改善し、特に、誰一人取り残さないことを確保しつつ、世界の沿岸住民の持続可能な開発とレジリエントな生活を実現するための我々の共同で行う努力において、健全な世界の海と

レジリエントな海洋・沿岸生態系が極めて重要であることを認識する。したがって、我々は、海洋汚染との闘い及び違法・無報告・無規制（IUU）漁業を終わらせることを含む海洋の健全性の低下に対処するために、グローバルなリーダーシップを発揮し、緊急かつ具体的な行動をとることにコミットする。我々は、G7 内外の海洋ガバナンスの強化、科学的協力、大胆な海洋行動に対する緊急の必要性を強調し、附属の G7 海洋ディールを通じてこれに貢献する。

10. **循環経済と資源効率性**：我々は、化石燃料ベースの直線的な経済システムから、自然を資産として評価し、資源をできるだけ長く経済の中にとどめる、循環・再生型システムへと移行する必要性を強調する。バリューチェーン全体を含め、資源効率性と循環経済を規範とすることは、我々の経済と社会の競争力とレジリエンスを高めると同時に、大幅な排出削減を達成し、遅くとも 2050 年までに温室効果ガスの排出をネット・ゼロとし、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させ、汚染を最小化する我々の努力を支援することになる。我々は、持続可能な消費と生産、及び化学物質と廃棄物の適正な管理は、本質的に関連し、相互に依存していることを認識する。耐久性や長寿命のための設計、軽量化技術などの脱炭素化に必要な技術、持続可能な化学のアプローチ、更にリサイクル性の向上、廃棄物を出さない設計、食品ロスや廃棄物の削減などの行動は、資源効率性を高めるために効果的である。
11. **クリーンエネルギー技術及び投資**：我々は、持続可能な開発及び気候中立かつネイチャーポジティブな未来を達成し、世界の経済システムを脱炭素化し、汚染を減少させ、ネット・ゼロへの移行において何百万もの高賃金雇用を創出することにおいて、クリーンエネルギー技術、エネルギー効率的な解決策及び循環経済が不可欠の役割を果たすことを認識する。我々は、エネルギー効率及びネットゼロエネルギー・システムが、生物多様性を保護しつつ、すべての人々、特に脆弱な消費者及びコミュニティにとって、安価でクリーンかつ持続可能な未来に貢献することを強調する。このエネルギー移行を確保するためには、公的及び民間投資を迅速に拡大することが求められる。世界がこれらの努力を行うにあたって、技術的なリーダーシップの基盤となる技術に対する特定の海外直接投資は、国家安全保障上も重要な意味を持ちうる。
12. **サプライチェーン**：ロシアによるウクライナに対する侵略戦争が世界のサプライチェーンに与えた影響を認識し、我々は、我々の経済のレジリエンスにとって、十分に機能する持続可能な世界のサプライチェーンと多様化の重要性を強調する。同様に、我々は、セクターを問わず、効果的なサプライチェーンを確保することが、我々の生産と消費のパターンにおいて持続可能な移行を実施するための重要な手段であることを認識する。したがって、我々は、サプライチェーンの多様化、強靭性及び持続可能性を支援するために、野心的な政策を通じてオープンであることに努める。また、サプライチェーンの環境的、社会的、経済的持続可能性を促進することが、環境、気候、人権を守る形での気候中立、ネイチャーポジティブかつ公平で強靭な経済への移行を可能にする。我々は、報告やトレーサビリティといった透明性の確保、OECD 多国籍企業行動指針や国連ビジ

ネスと人権に関する指導原則（UNGP）に沿った環境・人権デュー・ディリジェンスなどを通じて、サプライチェーンの持続可能性とレジリエンスの促進における民間セクターの重要な役割を明確に示し、こうした措置の有効な実施を促進することにコミットする。

13. **鉱物**：我々は、エネルギー効率に基づく気候変動の緩和と、我々の国及びそれ以外の国におけるクリーンで安全かつ持続可能なエネルギーの使用への移行を達成するために不可欠であるとして、クリーンエネルギー移行を加速することに固くコミットしている。この移行に伴う技術展開の要件は、資源効率性の向上という前例のないニーズと、それに伴う環境、人間の健康及び人権への影響に効果的に対処する必要がある、ネット・ゼロ排出のエネルギー供給に不可欠な特定の鉱物及び金属に対する需要のシフトに支えられるものであることに我々は留意する。重要鉱物のサプライチェーンは、可能な限り高い環境と人権の基準に従うことが不可欠である。我々は、資源効率性と循環経済を向上させながら、持続可能な生産を拡大する技術、プロセス、方法への投資を奨励する。我々は、ネット・ゼロ目標に伴うインフラ整備の中で、エネルギー安全保障及び競争力のある安価なエネルギー市場を維持するために重要鉱物の十分な透明性と持続可能な供給を確保することを決意する。その際に、多様化と最も責任ある形での原材料の生産、加工、調達、及び資源循環の促進を優先させる。国際エネルギー機関（IEA）を含む他の多国間フォーラムにおいて、クリーンエネルギー移行に必要な重要鉱物に関する協力を進めるために実施された作業を認識し、G7は、気候、包摂的かつグリーンな成長、及び世界の重要鉱物サプライチェーンにおけるレジリエンスを促進するにあたって、リーダーシップを発揮している。これらの目標を達成するため、我々は、国際協力の政策及び金融ツールを用いて、安全で責任ある統合された重要鉱物のサプライチェーンを構築するために、G7として、鉱物の安全保障に関する協力をどのように強化できるかを特定するための議論の場を設ける。我々は、国際的な気候、エネルギー、環境及び経済目標に沿って、サプライチェーンの透明性、気候変動の緩和と強靭性、サプライチェーンにおける持続可能性及び循環性を追求する中で、資源効率性、廃棄物管理、保全及び代替を改善する努力を含め、最も責任ある形での材料の生産、加工及び製造を可能にする解決策を促進させる。
14. **持続可能な農業と食料システム**：ロシアによるウクライナに対する侵略戦争が、世界の農業と食料システムに対する圧力を更に強めている。当面の危機に対応するにあたり、我々は、我々がとる措置が、漁業及び水産養殖を含む農業及び食料システムの持続可能性とレジリエンスの構築に寄与し、森林及びその他の陸域生態系の保全、保護、持続可能な管理及び回復を確保することにより、パリ協定及び緊急に必要とされるポスト2020生物多様性枠組を含む、国際約束の目標達成に寄与することを確実なものとする。我々は、気候変動、生物多様性の損失及び土地劣化が、食料システムの基盤を構成する健全で生産的な土地及び土壤を脅かしていることに留意する。我々は、国連食料システムサミットやCOP26で明言された持続可能な食料システムへの国内外の継続的な変革が、2030年までのSDGs、世界の食料安全保障と健康のレジリエンス、更には我々の生

物多様性と気候に関する目標を達成するための基本であると確信している。食料システムと人間、動物（野生動物を含む。）、植物の健康との密接な相互関係を認識し、我々は、ワンヘルスアプローチを強化し、すべてのセクターにおいて、人獣共通感染症、薬剤耐性、生物多様性の損失を含む脅威の影響を効果的に緩和するために総合的に取り組むことに再度コミットする。

15. **包摂的で公正な移行**：我々は、ネット・ゼロで、ネイチャーポジティブで、強靭かつ持続可能な未来への移行に向けた我々の取組の文脈において、人権の尊重を強化し、誰一人取り残すことの重要性を強調する。これには、影響を受ける労働者、企業、社会のニーズが含まれる。我々は、我々の経済が持続可能で包摂的な成長に貢献できることに留意し、公正な移行の重要性を認識し、それに応じて、社会的保護制度を強化し、雇用可能性と継続的な教育、スキルアップ及び訓練を促進するとともに、労働安全衛生の変化を認識するよう努める。我々は、ジェンダーや LGBTQ+ の平等、女性や女児のエンパワーメント、障害者の包摂、世代間正義及び多様性の本質的な価値を重視する。我々は、気候、エネルギー、環境の意思決定において、社会のすべてのグループ、先住民族、女性、女児、障害者とその代表組織、地域社会、低所得者層、疎外された人々の積極的な関与、協議、リーダーシップ、参加を支持する。これらのグループは、SDGs に沿った環境正義と社会的・経済的な持続可能性を達成するために不可欠な存在である。このため、我々は、ジェンダー平等、ジェンダーエンパワーメント、社会的包摂を推進する気候・エネルギー・自然政策、計画、資金及び行動を実現し、地域主導の適応・緩和活動、並びに保全と持続可能な利用を可能にし、女性の権利団体などの地域の市民社会組織や先住民族が直面する気候・エネルギー・自然金融へのアクセスの障壁に対処することを目指す。我々は、更に、UNFCCC の強化されたジェンダーに関するリマ作業計画とそのジェンダー行動計画、CBD ジェンダー行動計画及び 2030 年自然協約、またグラスゴー気候合意を支持し、気候変動及び生物多様性に係る対策への女性の完全かつ意味のある、また平等な参加を拡大し、野心の引き上げと気候及び生物多様性の目標の達成に不可欠なジェンダーに対応した実施と実施手段を確保するという我々の行動の決意を再確認する。

## II. 環境

### （1）生物多様性の保護、保全、回復、及び持続可能な利用

16. 生物多様性に関する世界的な目標とターゲット、特に愛知目標は十分に達成されておらず、生物多様性は驚くべき速度で失われ続け、持続可能な経済発展と人間の福祉を脅かしている。2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるためには、野心的な目標とターゲット、強化された実施、計画、モニタリング、報告及びレビューを備えた、革新的なポスト 2020 生物多様性枠組が極めて重要である。G7 として、我々は、2030 年までに世界の陸地の少なくとも 30% と海洋の少なくとも 30% を保全・保護するという目標に引き続きコミットし、保護地域とその他の効果的な地域をベースとする保全

手段（OECM）による質と効果、連結性の向上を提唱する。また、「国連生態系回復の10年」、「自然と人々のための高い野心連合」、「リーダーによる自然への誓約」などの下での公約に沿って、野心的な回復目標にコミットしている。我々は、最近の「持続可能な開発のための自然を活用した解決策」に関する国連環境総会（UNEA）の決議で定義された自然を活用した解決策（NbS）を、ポスト2020生物多様性枠組に含めることを支持し、政府、社会及びすべてのセクターを横断し、その中で生物多様性の主流化に関する意欲的な世界目標が極めて重要であることを強調する。さらに、我々は、ポスト2020生物多様性枠組における生物多様性の持続可能な利用に関する行動の強化を求め、主要な生産部門における生物多様性の持続可能な管理に関する野心的な目標の採択にコミットする。生物多様性資金のニーズを満たすために、そして既になされた努力の上に、我々は、同枠組が生物多様性の目標に公的及び民間の資金の流れを整合させることや、あらゆるソースからの資源の増加、より効率的かつ効果的な資源の利用、並びに生物多様性に有害な補助金を含むインセンティブを特定し、生物多様性条約（CBD）締約国であるG7諸国は、そのようなインセンティブを廃止し又は方向転換することを含む、資源動員の全体的なアプローチのための目標を含めることを支持する。我々は、先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な包摂、協議及び参加と、先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP）で規定されているように、自由意志に基づき、事前に十分な情報を与えられた上で同意を得る必要性を含む、新しい枠組みにおける先住民族の権利の尊重と保護を提唱する。しかし、野心的な目標だけでは十分ではない。確実な達成のために、我々は生物多様性国家戦略（NBSAP）を主要な実施手段とする、一貫した強固な計画、モニタリング、報告、レビューのメカニズム、CBD締約国による進捗状況を追跡するための強固な主要指標、さらに野心と実施状況のグローバル・ストックテイク、野心と実施を時間の経過とともに高める段階的引き上げメカニズムを支持する。

17. 我々は、G7として模範を示し、CBDの第15回締約国会議（COP15）で採択される強力で野心的かつ効果的なポスト2020生物多様性枠組を提唱し、その実施に向けて直ちに行動を起こす。我々は、2030年までに、自国の陸水域と内水面を含む陸及び沿岸・海域の少なくとも30%を効果的に保全・保護する。我々は、自国における野心的な回復イニシアティブと、世界的な回復活動の二国間及び多国間支援により、「国連生態系回復の10年」を引き続き支援する。この文脈で、我々は「国連の10年」のマルチパートナー信託基金を、自由意志に基づき、歓迎し、支援する。意思決定における生物多様性の更なる主流化にコミットするとともに、我々は、定期的かつ制度化された、セントラルフレームワーク（CF: 主要枠組）及び最近採択された生態系勘定を含む環境・経済統合勘定（SEEA）を確実に実施し、政策及び意思決定に関連指標を用い、システムの精緻化と知識・能力開発を含むSEEA生態系勘定（SEEA-EA）の更なる開発及び実施に対する国際的支援を提供する。CBDの締約国であるG7諸国は、生物多様性条約COP16までにNBSAPの改定版を提出し、後段の野心的な目標及びターゲットの反映及び達成に貢献する。これらの戦略や計画において、我々は持続可能な開発のための2030アジェンダを基礎とし、NbSによるものも含め、気候アジェンダとの有意義なリンクを創出し続ける。

18. 我々は、2030 年までに生物多様性の損失を止めて、反転させるという我々の全体的な野心を達成し、ポスト 2020 生物多様性枠組を実施するためには、民間、公共、国内、国際を含むあらゆるソースからの資金その他の資源の増加が必要であると認識する。我々は、ネイチャーポジティブな経済への変革を推進する上での民間資金の重要な役割を強調し、民間主体がその資金の流れを整合させることを求める。我々は、資金の流れが生物多様性を含む持続可能性の目標と整合することを促進するために、強固な政策及びシステムが整備されることを確実にする。主要経済国としての我々の役割を認識し、自然を活用した解決策のための資金増加を含む自然に対する我々の国内及び国際的な資金を 2025 年までに大幅に増加させるために、公的資金を含むあらゆるソースから資源を動員し、新たな国際的な生物多様性枠組の野心のレベルに合致させ、我々の経済的及び財政的意思決定が、国内及び国際的な生物多様性の目的に整合し、支持することを確保することにコミットしている。我々は、まだそのコミットを行っていない G7 以外の国にも、COP15 第二部までに生物多様性の国際的な公的資金に関するコミットメントを行い国内での生物多様性への資源投入を増加させることを奨励する。G7 2030 自然協約に基づき、我々は、2025 年までに、国際開発援助が自然に害を与えないようにすることを確保し、人々、気候、自然のために全体としてプラスの結果をもたらす。また、一部の補助金が環境に与える有害な影響及び自然への悪影響が認識されている政策を改革する必要性を認識し、我々は、国の状況に応じて、早急に国内の関連する政策をレビューすることで、率先することにコミットし、また、ネイチャーポジティブな代替策を開発するための行動を適宜とする。加えて、生物多様性条約締約国である G7 国は、遅滞なく最初のステップを行い、遅くとも 2030 年までに、生物多様性に有害な補助金を特定し、方向転換し、若しくは廃止することを始めとして、すべての資金の流れを生物多様性の目的に合致させることにコミットし、また、すべての国及び金融機関、特に国際開発金融機関（MDBs）に対し、同様のことを求める。我々は、NBSAP 策定を含むポスト 2020 生物多様性枠組の実施を支援するにあたって、地球環境ファシリティとその重要な役割を強く支持する。我々は、また、生物多様性への資金配分の増加を含む地球環境ファシリティ第 8 次増資の成功を称賛する。我々は、国際開発金融機関（MDBs）及び開発金融機関（DFI）に対し、自然に対する支援を拡大し、民間資本を更に活用することを求める。我々は、自然、人々、地球に関する MDBs の共同声明を歓迎し、MDBs に対し、同声明を実施するための明確かつ期限付きの行動にコミットすることを求め、CBD COP15 までにその自然資金を報告することを求める。また、他の MDBs に対しても、共同声明への参加とその後の実施を要請する。自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）は、自然関連リスクについてより良い情報に基づく意思決定を奨励・支援することにより資金の流れの整合に貢献することができる。従って、我々は、市場参加者に対し、TNFD の枠組策定に関与することを強く要請する。我々は、政府、規制当局に対し、その策定を支援することを強く要請する。
19. NbS は、社会、経済、環境の主要な課題に効果的かつ効率的に取り組むなど、持続可能な開発目標を達成するための世界的な取組において、不可欠な役割を果たす行動の一

つである。我々は、生物多様性と気候に利益をもたらすために、国内外のあらゆるセクターにおいて、NbS の実施を主流化し、強化し、拡大することにコミットする。我々は、第 5 回国連環境総会再開セッション (UNEA5.2) 決議「持続可能な開発を支える自然を活用した解決策」を歓迎する。我々は、NbS を、自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動であつて、社会、経済、環境の課題に効果的かつ順応的に対処し、同時に人間の福祉、生態系サービス、レジリエンス、生物多様性への利益をもたらすものであると理解する。我々は、(UNEA5.2 決議で強調された) 社会・環境面のセーフガードは、NbS の不可欠な要素であり、NbS がその潜在能力を効果的、公平かつ持続的に発揮することを可能にすることを強調し、例えば国連システムの下でのものを含めたそのようなセーフガードが採用されることを確保する。我々は、NbS の質と持続可能性を確保する国際的に認識された基準の利用を奨励する。NbS の導入に際しては、我々は、生態系の完全性と生物多様性のための強力な利益を確保又は増加させ、包括的で公平なガバナンスプロセスを確保する。その際、関連する国内法及び UNDRIP のような国際的文書に反映されているように、先住民族の権利を尊重・保護し、協議と同意を通じて、先住民族や地域社会の知識を統合する。我々は COVID-19 からの復興計画と同様に、セクター横断的な我々のガバナンス、手段、政策を通じて、NbS をより良く主流化することにコミットする。

20. 人間、野生動物、植物の健康と幸福のための生物多様性と生態系サービスの重要性を強調し、我々は、統合されたワンヘルスアプローチの実施を促進し、支援する。これには、汚染の削減、気候変動への対応、生物多様性の損失や自然生態系の劣化・破壊に起因する疾病の将来における発生又は再発生、人獣共通感染症の波及、流行・パンデミックのリスク軽減が含まれる。我々は、国連食糧農業機関 (FAO)、国際獣疫事務局 (OIE)、世界保健機関 (WHO) 及び国連環境計画 (UNEP) によって承認された、ワンヘルスハイレベル専門家パネルによるワンヘルスの定義の策定を歓迎し、新たに発生している人獣共通感染症のモニタリングとサーベイランスに関する今後の勧告に期待する。我々は、FAO、OIE、UNEP 及び WHO から成る新たな「ワンヘルスのための四者同盟」も歓迎する。我々は、生物多様性条約 COP16 において生物多様性と健康のための野心的かつ効果的な CBD グローバル行動計画が採択されることを支持する。さらに、我々は、各国がより包括的な政策目標を立て、将来のパンデミックを防ぐための対策を講じる意思決定者や関係者を支援することを目的とした、健康のための自然に関する新たなマルチパートナー信託基金を歓迎する。最後に、昨年のコミットメントと薬剤耐性 (AMR) の環境に関する UNEP 報告書の勧告を踏まえ、我々は、環境中の AMR に関する知見を蓄積することにコミットし続ける。我々は、必要に応じて、国際基準を策定し、合意するために、医療、食料及び農業を所管する政府責任者、並びに政府から独立した医薬品規制当局と引き続き連携していく。

## (2) 海洋の保護、保全、回復、持続可能な利用

21. 我々は、健全で、清浄で、生産的な海洋とその資源及び固有の生態系が、地球上の全ての生命にとって不可欠であることを認め、その保護、保全、回復及び持続可能な利用が世界的に極めて重要であることを認識する。我々は、海洋が、高く、更に増大しつつある人為的かつ蓄積的な圧力の下にあることを、重大な懸念をもって認識する。6年連続の記録的な海水温の上昇等、気候変動が海洋に及ぼす影響が加速していること、また、海洋の酸性化、汚染や生物多様性の損失が増加していることを、最大限の懸念を持って認識する。我々は、我々の努力が、持続可能な開発目標 14 (SDG14) を含む、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと関連する UNEA 決議の下での海洋保護と保全に関する世界的な公約、並びに CBD の下での関連する義務と国連海洋法条約に反映されている国際法との整合性に欠けることを認識している。我々は、地域的次元、すなわち、地域海条約、地域漁業管理機関 (RFMO) 及び地域漁業助言機関 (RFAB) の重要な役割を強調する。これらの誓約に応え、野心を高め、実施に際し、十分かつ時宜を得た進展を確実なものとするため、我々は、附属の G7 オーシャンディールを採択する。
22. 我々は、効果的かつ平衡に管理された海洋保護区 (MPA) 及び OECM により構成される、生態学的に代表的で、かつ、よく連結されたネットワークを通じ、2030 年までに世界の海洋の少なくとも 30% を保全・保護するために、我々の国内及び国際的な努力を増大させる。このコミットメントには、必要に応じて、また、関連する国内法及び UNDRIP のような国際的な文書に反映されたように先住民族の権利を尊重しつつ、自国の沿岸・海域における高度かつ完全に保護された MPA が含まれうる。
23. 我々は、海洋の保護、保全、回復及び持続可能な利用という目的を達成する上で、生態系に基づく海洋空間計画が重要な役割を果たすことを認識する。
24. 我々は、国連海洋法条約 (UNCLOS) の下における、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全と持続可能な利用に関する国際的な法的拘束力のある文書のための交渉を 2022 年に終結させることを求める。我々は、「環境と開発に関するリオ宣言」第 15 原則に示された予防的アプローチ及び生態系に基づくアプローチを考慮に入れつつ、海洋のための多国間協力の強化に大きく貢献する、野心的、効果的、包括的で、公正かつバランスのとれた、将来を見据えた BBNJ 協定の策定に努力する。我々は、その将来的な実施及び、生態学的に代表される良好に連結された MPA 及び OECM のネットワーク、そして、それが適切な場合には、国の管轄権外区域において高度かつ完全に保護された海域を含むその他の区域型管理ツールを通じて、2030 年までに世界の海洋の少なくとも 30% を保全・保護することへのその将来的な貢献を支持する。
25. 我々は、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) が、条約域内に海洋保護区の代表システムを可能な限り早期に設置するというコミットメントを全面的に支持する。これは、ウェッデル海、東南極及び南極半島西岸周辺地域における海洋保護区の設置提案を踏まえるとともに、利用可能な最良の科学的証拠に基づくものであるべきである。CCAMLR で検討されているような大規模で生態学的に重要な海洋保護区は、

南極の生物多様性を保全し、気候変動の影響に対する海洋のレジリエンスを構築するために極めて重要である。我々は、南極海での海洋保護区の指定に向けた議論を促進するため、CCAMLR のメンバー国に対するハイレベルなアウトリーチを継続する予定である。

26. 我々は、沿岸・海洋生態系を保護、保全、回復させるための世界、地域、国のイニシアティブを歓迎し、気候変動の緩和、適応、強靭性のための大きな潜在力を認識する。我々は、これらの生態系の保全、保護、回復において、国、地域、国際的な取組とともに貢献することを誓う。SDG14 が SDGs の中で最も資金が不足している目標であることを認識し、我々は、G7 内外の強力な社会・環境セーフガードを尊重しつつ、人々、生物多様性、気候に便益をもたらす、沿岸・海洋の NbS を含む海洋ファイナンスの強化にコミットする。
27. 我々は、世界全体でプラスチック汚染をなくすために、最大限の努力をする用意がある。我々は、UNEA5.2 決議「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書に向けて」を賞賛する。また、2024 年末までの交渉完了を目指し、この決議の下で開始される交渉の迅速な進行にコミットしている。我々は、プラスチックのライフサイクルに対応した包括的なアプローチが必要であることを強調し、国際文書の支援には技術的・財政的資源が必要であることを認識する。我々は、環境破壊のコストは著しく増大しており、強化された協調的な行動がなければ今後も増大し続けることを強調する。
28. 新たな国際文書を待つことなく、また、現在進行中の交渉を予断することなく、我々は、それぞれがプラスチックのライフサイクルに沿った、環境面及び社会経済面の便益がある野心的な行動を遅滞なく実行することにコミットし、パートナー国も同様の取組を行うよう奨励し支援する。我々の取組は、適切な場合には、以下を含み得る。使い捨てプラスチック、リサイクル不可能なプラスチック及び有害添加物を含むプラスチックについて、可能な場合には段階的に廃止し、その生産と消費を削減する措置を通じて対処すること、プラスチック汚染によるコストを内部化するためのツールを適用すること、マイクロプラスチックの発生源、経路、影響に対処すること、環境に配慮した廃棄物管理を推進する。そのような取組を通じて、我々は、ステークホルダーの積極的な参画と関与を引き出す。加えて、我々は、グローバルなプラスチック・バリューチェーンにおける透明性とトレーサビリティを向上させるための努力を支援することにコミットする。海洋ごみに対する取組を進めるとともに、漁具のマーキングや報告などの措置を通じて、ゴースト・フィッシングの防止及び緩和、ゴースト・フィッシングを引き起こす漁具の回収への取組を継続する。
29. 将来起こりうる深海鉱業に関して、海洋環境への損害を防ぐために、事前に人間の活動を規制する独自の機会を強調する。海洋生態系と気候調節装置としての海洋の機能に壊滅的な影響を与える可能性があることを十分に認識し、深海生態系の完全性、連結性、機能を保護するため、我々は国際海底機構（ISA）の下で行われている、規制の策定に

積極的に関与し続ける。我々は、深海、その特有な生態系、今後あり得る深海採掘の影響に関する知見を引き続き増進させる、将来の認可プロセスにおける拘束力のある要素として、効果的な環境基準の策定に特に重点を置く。これらの基準には、底生、浅海、遠洋の生態系に対する圧力や影響に関する科学的根拠に基づく閾値、及び、ある地域において採掘許可が下りる前に、代表的で効果的に管理された保護地域のネットワークを含む地域環境管理計画が整備されているという要件が含まれるべきである。さらに我々は、環境影響評価（EIA）の一部として試験採掘に関する具体的要件を含めることを検討することを強く支持する。我々はまた、地域環境管理計画の指定に ISA が標準的なアプローチを採用することを支持する。我々は、最近の UNCLOS による「2 年ルール」の発動が、海洋環境の効果的な保護を確保する規制的枠組の開発に対する我々の野心を減退させるべきではないことを強調する。我々は、深海底における海洋鉱物の採掘の可能性について、予防的アプローチをとることを確認する。環境が深刻な被害を受けないことを示しうる、深海の海洋環境と深海鉱業活動のリスクと潜在的影響に関する確固たる知見の基盤は、ISA 理事会において将来の採掘許可に対する我々の支持を検討する上で不可欠である。

30. 違法・無報告・無規制（IUU）漁業は、未だに、水産資源を枯渇させ、海洋生息地を破壊する、海洋生態系に対する最大の脅威の一つである。我々は、強化された国際的及び多国間協力、透明性とトレーサビリティの向上、情報共有と執行、並びに監督・取締・監視、の強化を通じて、IUU 漁業を終わらせるためのコミットメントを新たにする。これは、地域の食料と栄養の安全保障のための水産資源と水産物の供給の持続可能な管理に寄与する。我々は、IUU 漁業に寄与する補助金を撤廃し、過剰能力及び過剰漁獲に寄与する特定の形態の漁業補助金を禁止する包括的かつ実効性のある規律について、世界貿易機関において、できるだけ早期に有意義な合意をもって、漁業補助金交渉を成功裏に妥結させるためにあらゆる努力を行う。また、IUU 漁業撲滅のための効果的な拘束力を持つ手段としての FAO 違法漁業防止寄港国措置協定及び国際海事機関のケープタウン協定の批准と実施を世界的に推進していく。

### （3）資源効率性の向上、経済の循環型への転換

31. 我々は、天然資源の搾取が、気候、生物多様性及び汚染という 3 つの危機の主要な推進要因であることに大きな懸念をもって留意する。国際資源パネルは、生物多様性の損失の 90% と温室効果ガス排出量の半分が天然資源の世界的採取と加工によるものであると強調した。資源効率性と循環経済は、これらの分野での目標を達成し、ますますストレスが高まっている水や土地などの主要な天然資源への圧力を軽減するために不可欠なツールである。我々は、複数の環境課題に同時に對処するために、資源を効率的に管理する統合的なアプローチを採用することの重要性を強調する。2016 年の富山物質循環フレームワークと、天然資源の消費を削減するとの我々の目標を想起し、現在の資源搾取が環境の悪化をもたらし、地球への圧力を増大させ、持続可能な開発の基礎を提供するシステムそのものを危うくしていることに留意し、我々は、2030 アジェンダとその SDGs、我々の各々の NDC、生物多様性の世界目標及び各国の生物多様性国家戦略と

行動計画の達成のため、資源効率性と循環経済を十分に活用する努力を強化する。我々は、経済がより早く循環型になるよう努める。

32. 資源効率性と循環経済の潜在能力を最大限に活用するためには、製品のライフサイクル全体にわたる政策の一貫性と体系的なアプローチが必要である。したがって、我々は、UNEA5.2 決議「持続可能な消費と生産を達成するための循環経済の促進」の採択を歓迎する。我々は、民間部門と協力し、製品寿命の延長、修理、再使用及びより容易なリサイクル等を促進するためのライフサイクル評価を考慮することを含む製品設計を強化するための措置を講じる。我々は、バリューチェーンにわたって関連製品情報に関する良好事例を共有し、議論するという UNEA からの招請に応じる。さらに、我々は、G7 資源効率性アライアンスが、G7 内で及びより広く、そのような協力を支援するよう要請する。
33. 2017 年に採択された G7 資源効率性アライアンスの作業文書であるボローニャ・ロードマップは、過去 5 年間、資源効率性と循環経済に関する我々の作業を成功裏に導いてきた。その実施段階において、我々は、協力関係を強化し、将来の作業のための強固な基盤を構築した。ボローニャ・ロードマップに基づき、我々は、G7 資源効率性アライアンスの中で、気候及び生物多様性目標を達成し、更に向上させるためのツールとして、資源効率性と循環経済を効果的に利用する方法を特定することに特化した新しいワークストリームを開始する予定である。アライアンスの将来の作業の指針とするため、我々は、付属のとおり、新たなベルリン・ロードマップを採択する。

#### (4) SDG 目標 12.4 に関する化学物質と廃棄物の持続可能な管理

34. 我々は、世界化学物質アウトロック（Global Chemicals Outlook）Ⅱの所見と結論に深刻な懸念をもって留意し、化学物質と廃棄物の不適切な管理による悪影響に対処し、化学物質と廃棄物に関する SDG 目標 12.4 を達成する必要性を認識する。UNEP が報告したように、化学物質と廃棄物の不適切な管理が世界的な汚染危機に寄与し、人間、動物、環境の健康を脅かしていることを、憂慮とともに、認識する。我々は、有害化学物質や大気・水・土壤汚染への曝露による死者や疾病の数を大幅に減らすために、持続不可能な従来の慣行（business as usual）を止め、化学物質や廃棄物のライフサイクルを通じた適正管理を実現するための努力を増す必要性を認識する。そのため、我々は、汚染防止と化学物質及び廃棄物の適正管理を達成するためのグローバルな行動を断固強化する。
35. 我々は、政策行動のための科学的根拠の改善の必要性を認識し、UNEA5.2 で設置されたアドホック・オープンエンド作業部会を通じて、化学物質及び廃棄物の適正管理と汚染防止に更に貢献するために、2024 年末までの科学-政策パネルの設立に向けて積極的に取り組む。

36. 環境中の鉛を削減し、脆弱なコミュニティにおける不均衡な鉛への曝露を削減するという我々の強いコミットメントを強調し、コストをはるかに上回る社会的利益をもたらし得る、全ての国における鉛の適切な国内規制や管理を奨励する。我々は、G7活動の棚卸しを行い、途上国における鉛曝露を削減するための鉛の発生源についての今後の作業及び協力のあり得る選択肢を作成するため、EU-米国共催ワークショップがドイツ議長国の下で開催されることに期待している。G7は、鉛の汚染と曝露を地球規模で最小化するための作業を強化するための活動分野を特定し、既存の国際的イニシアティブ、特に SAICMとの協力を強化することを目指す。その際、G7はUNEP、WHO、UNICEFのような多国間組織と引き続き協力する。
37. 我々は、第5回国際化学物質管理国際会議（ICCM5）において、ライフサイクルアプローチを反映し、その効果的な実施のための手段を整備しつつ、2020年以降の化学物質及び廃棄物の適正管理に対処する、野心的で改善され実現性を高める枠組みの採択等の野心的結果を得るよう努める。
38. 我々は、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）実施の重要性を認識し、その幅広い採用を奨励し、途上国を含むその実施を促進するために、国連GHS小委員会との取組を継続・強化する。
39. 我々は、共同の便益を達成するために、化学物質と廃棄物管理に関するあらゆるレベルの分野横断的・国際的な協力を強化することを目指す。特に、我々は、化学物質及び廃棄物の適正管理のためのあらゆる利用可能な資源へのアクセスを得るために専門知識及び改善された支援を提供することにより、途上国及び経済移行国のキャパシティ・ビルディングを支援する。さらに、我々は、ストックホルム条約及び水俣条約の実施並びに化学物質のライフサイクル全般にわたる適正管理を支援するために、地球環境ファシリティの第8次増資における資金額の増加を歓迎する。
40. 我々は、ストックホルム条約の下でのそれぞれの義務、特に2025年までに機器におけるポリ塩化ビフェニル（PCB）の使用を廃絶し、2028年までにPCB廃棄物の環境上適正な管理を行うことに関する義務を効果的に実施することの重要性に留意し、したがって、PCB廃絶に関する行動を加速するためのGEFによる想定される取り決めを含む可能性のある、断固たる行動を支持する。

## （5）我々のサプライチェーンを通じた環境的な持続可能性の実施

41. 我々は、ネットゼロに沿った、気候変動に対し強靭で、汚染を減少させ、農業生産と森林損失や土地劣化を切り離し、資源を持続的に使用し、製品の環境負荷を減らし、循環経済を促進し、ネイチャーポジティブである、環境的に持続可能なサプライチェーンへの移行を支援することにコミットする。
42. 我々は、人権、環境、気候の保護が表裏一体であることを認識する。我々は企業が、サ

プライチェーンを通じて、環境、社会、経済の持続可能性に関する世界的な目標の達成に貢献することを促進する。ILO の多国籍企業（MNEs）及び社会政策に関する原則の三者宣言、OECD 多国籍企業行動指針、その他の国際的な法的文書などの国内外の環境・社会保障措置と労働基準は、その事業とサプライチェーンにおける企業行動の持続可能性を促進するための枠組みを提供し続けるものである。中小企業にとって不釣り合いな負担やコストを避ける必要性を考慮しつつ、我々は、サプライチェーンにおける持続可能性を動機付け、サプライチェーンの環境への影響を十分に考慮した、効果的な拘束力のある及び拘束力のない政策手段を組み合わせて実施、促進する努力を強化する。これには、効果的な国内デュー・ディリジェンス規制、サプライチェーン全体の透明性及び報告の強化、持続可能かつグリーンな公共調達の強化が、必要に応じて含まれる。

43. 我々は、管轄区域を超える事業活動における法的明確性の必要性、生産国のニーズへの配慮、規制を回避するためにサプライチェーンが移転するリスクから、首尾一貫した包括的行動のための解決策が必要であることを認識する。国連ビジネスと人権に関する指導原則及び OECD 多国籍企業行動指針の下で開発された、国際的に認められたリスクベースのデュー・ディリジェンス基準は、我々のデュー・ディリジェンスに関する努力の基礎として、またこれを合理化するために使用されるべきである。
44. 我々は、OECD の責任ある企業行動作業部会で進行中の議論と、OECD 多国籍企業行動指針に関する現状評価報告書を歓迎する。この報告書は、企業が取り組むべき環境への影響とリスクの範囲に関する統一的な指針を提供する上でガイドラインが果たすことのできる重要な役割を特に強調するものである。我々は、特に環境の章に関して、現状評価報告書の知見を考慮した OECD 多国籍企業行動指針の見直しを支持する。責任ある企業行動ガイダンスは、気候変動、生物多様性の損失、汚染という 3 つの危機を含む現在の世界的危機に関する期待を明確にし、持続可能な生産・消費パターンへの移行と 2030 年までに SDGs を実施する必要性を反映させるべきである。
45. 我々は、関連する企業のあらゆる種類のサプライチェーンにおいて、ベストプラクティスを共有し、解決策を特定するための国際的な情報交換の重要性を強調する。我々は、持続可能な土地利用を含め、ヘルプデスク、セクター別の対話、勧告等を通じて、企業、特に中小企業を支援することにコミットする。我々は、G7 政府、民間セクター、消費国と生産国、国際機関、学術界及び若者を含む市民社会との間における協力及び支援の重要性を強調する。我々は、持続可能なサプライチェーンを促進する方法に関する G7 労働大臣、農業大臣及び貿易大臣による議論を歓迎する。
46. 農業の拡大は、世界の森林減少の約 90% の原動力であり、土地の劣化に大きな影響を及ぼしている。多くの農産物は国際的に取引されている。したがって、我々は、「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」における 2030 年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し回復させるという我々の共同コミットメントを達成するために、貿易と農業生産を森林減少・劣化から切り離す持続可能なサプライチェーンへの移行

を加速させる。我々は、森林減少に対処するための根本的な課題についての理解を共有し、それを克服するための補完的なアプローチを開発し、それによって協調行動を通じて取引費用を削減するために作業する必要性を認識する。一貫性を持たせるために、OECD やその他の団体による責任ある企業行動に関する既存の権威ある基準やガイドラインに注目することが基本となるべきである。消費国として、我々は、強力な需要側の措置、ガバナンス及び透明性の強化、並びに産業界と生産国がサプライチェーンの持続可能性を高めるための能力強化等を通じて、責任を負うことを決意する。我々は、適切であれば、森林減少・劣化のリスクに関連する商品に対するデュー・ディリジェンスの要件の導入を含む規制の枠組み又は政策を策定し、2023 年末までに進捗をレビューする。我々は、ドイツ議長国による作業に留意し、更なる分析とガイダンスを提供するよう OECD に委託する議長国のイニシアティブを歓迎する。さらに、アプローチの一貫性を高める機会を探るため、我々は、パートナー、とりわけ生産国や他の消費国、先住民、民間セクター、非政府組織、学術界、関連国際機関、地域社会と協働していく。この文脈で、我々は、特に「森林・農業・コモディティ貿易（FACT）対話」等、国連機関等による関連行動への参加と支援を継続し、国際熱帯木材機関（ITTO）による作業を含め、持続可能な森林経営及び持続可能な方法で生産された木材・木材製品を促進していく。

### III. 気候変動及びエネルギー移行

47. **パリ協定の実施の加速**: 我々は、パリ協定の実施を強化することへの我々の揺るぎないコミットメントを再確認する。この目的のため、我々は、気温上昇を  $1.5^{\circ}\text{C}$  に抑えることを射程に入れ続けるために排出量を削減し、気候変動の影響に対する強靭性と適応能力を強化し、資金の流れをパリ協定の目標と整合的なものとすべく、この 10 年間に緊急で野心的かつ包摂的な行動をとることにコミットする。我々は、気候変動の影響に最も脆弱な人々に資金を提供するコミットメントを堅持し続ける。我々は、グラスゴー気候合意及びセクター別のイニシアティブを含む COP26 での更なるコミットメントを緊急に実施する上で、我々は十分に役割を果たす。これらの目標に従い、我々は COP27 及びその先の成功に向けて努力する。
48. **1.5°Cに向けたギャップを埋めるための緊急行動**: IPCC 第 6 次評価報告書における第 3 作業部会による報告では、緩和に取り組む政策や法律が一貫して拡大し、その結果、それらがなければ発生したであろう排出が回避されたことが明らかとなっている。しかしながら、我々は、2022 年 3 月のパリ協定に基づく国が決定する貢献（NDC）に関する国連気候変動枠組条約（UNFCCC）グローバル・ストックテイク統合報告書において示されたとおり、地球温暖化を  $1.5^{\circ}\text{C}$  に抑えることと、2030 年に 2010 年比で 13.6% の排出量増加をもたらす現行の目標との間にあるギャップに、深刻な懸念をもって留意する。また、NDC の目標と既存の政策から見込まれる成果との間に実施上のギャップがあることも認識している。IPCC の最新の知見を踏まえ、我々は、地球温暖化を  $1.5^{\circ}\text{C}$

に抑えるために、2020 年から 2025 年の間に世界の温室効果ガス排出量をピークにし、2019 年比で 2030 年までに約 43%、2050 年までに 84% 削減するための行動の緊急性が増していることを強調する。この排出量削減の一環として、世界の二酸化炭素排出量を 2019 年比で 2030 年までに約 48%、2040 年までに 80% 削減する必要があり、2050 年代の早期に世界の二酸化炭素排出量をネット・ゼロにする必要がある。このギャップを埋め、NDC や長期戦略（LTS）などの気候変動に関する公約が、IPCC 第 6 次評価報告書を含む利用可能な最新の科学に基づいていることを確認し、緊急に行動を起こすことが不可欠である。

49. **1.5°Cの中長期的な緩和の野心と実施**：我々は、全ての G7 メンバーが遅くとも 2050 年までに温室効果ガス排出のネット・ゼロを達成することをコミットし、COP26 までに野心的に更新された NDC を提出したことを強調する。我々は、他の多くの国々がネット・ゼロ目標にコミットし、同様に NDC を更新したことを歓迎する。我々は、グラスゴー気候合意の気温の上昇を 1.5°C に抑えるための努力を追求するという決意を想起し支持するとともに、2022 年末までに、パリ協定の気温目標に整合するよう、必要に応じて各国の NDC における 2030 年目標を再検討し、強化することを締約国に要請する。我々は、2030 年 NDC 目標がまだ 1.5°C の道筋に整合していない全ての国一特に主要排出国一に対し、COP27 より十分に先立って、これらの 2030 年目標の野心を高めるよう要請する。我々は、全ての国に対し、経済全体の排出削減目標に向けて動くことを強く求める。我々は、NDC 目標達成に向けた国内の緩和策を効果的に実施するとのコミットメントを再確認し、例えば、セクター別目標の採用又は強化、非二酸化炭素の副次的目標の策定、厳しい実施措置の採用等を含め、我々の野心を高めることにコミットする。我々は、UNFCCC NDC 統合報告書に反映させるための NDC 提出期限である 2022 年 9 月 23 日に留意しつつ、同報告書が年次更新され、その中でセクター別措置が含まれることの重要性を強調する。我々の中でまだ提出していない国は、2050 年以前に、又は 2050 年までに温室効果ガスの排出をネット・ゼロにするための具体的な道筋を示した LTS を提出し、これを可及的速やかに行い、COP27 に先立つ UNFCCC LTS 統合報告書への反映に間に合うよう最大限努力することにコミットする。我々は、今世紀半ばまでに、あるいはその前後で、ネット・ゼロ排出への公正な移行に向けた戦略をまだ提出していない全ての国に対し、COP27 に先立ちそれを提出するよう求める。我々は、多国間基金への拠出や二国間支援を通じることを含め、途上国の NDC 及び LTS の更新及び実施に対する我々の支援を強化することにコミットする。我々は、NDC パートナーシップ及び他のそのようなイニシアティブの促進的な作業を歓迎する。我々は、グラスゴー気候合意で締約国が決定した、COP27 における 2030 年以前の野心に関する最初の年次ハイレベル閣僚ラウンドテーブルを支持し、グローバル・ストックテイクを補完する形の、この 10 年間に緩和の野心及び実施を緊急に拡大するための野心的な作業計画を支持することにコミットする。
50. **適応**：我々は、IPCC 第 6 次評価報告書における第 2 作業部会の報告で明らかになったように、地球温暖化の継続が、我々の国を含む世界のあらゆる地域においてリスクと影

響の増大をもたらし、人間生活に深刻な影響を与え、女性や周縁化されたグループ、さらには暮らしや生態系に不均衡に影響を与えることを深い懸念をもって認識する。我々は、2030 年に向けた SDGs の不十分な進捗が、気候に強靭な開発の見込みを低下させるという知見を強調する。同時に、気候変動対策行動の加速は、SDGs の達成の前提条件である。我々は、気候に強靭な開発は、現在の温暖化レベルでも既に困難であり、温暖化が 1.5°C を超えればさらに困難となり、温暖化が 2°C を超えれば一部の地域で不可能となりうることを認識する。これらの知見を背景に、我々は、G7 を含む全ての国が、必要な適応策を管理可能な範囲に留める唯一の方法として、排出量を緊急に削減しつつ、適応への取組を強化する必要があることを強調する。特に、我々は、脆弱な国々における適応のための行動と支援を強化する必要性を認識する。我々は、効果的に実施される国別適応戦略及び計画の中心的な役割やこれらの戦略、計画及びそれぞれのコミュニケーションの策定及び実施、並びに適応行動の進捗の監視及び評価において、途上国を支援することを強調する。我々は、昨年 G7 がコミットしたように、我々の各対策を詳述したパリ協定の適応に関する情報を最近提出した。我々は、あらゆるセクター及び地域計画を含むガバナンスレベルにおいて適応を主流化し、気候に強靭なサプライチェーンの構築を含む、インフラ及び企業の強靭性向上に果たす民間セクターの役割に対する認識を促進する。私たちは、気候変動への強靭性を高めるために、自然を活用した解決策を拡大し、世界中で持続可能な水管理への取組を大幅に強化する。適応に関する世界全体の目標に向けた進捗を示すことが重要であるため、我々は 2 年間のグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画の目的を支持し、このプロセスを活用して、人々、生活及び生態系を守るための、適応に関する能力の向上、気候変動に対する強靭性の強化及び脆弱性の減少のための具体的な成果に結びつけることにコミットする。この作業計画及び適応行動の報告の両方が、グローバル・ストックテイクに情報を提供することになる。

51. **損失及び損害**: 気候変動の緩和と適応に向けた現行の努力にもかかわらず、気候変動の影響によるリスクは依然としてどのあり得べきシナリオにおいても全ての国において存在し、既に経済的・非経済的な損失及び損害をもたらしている。我々は、包括的なリスク管理アプローチが、損失や損害に対する国、脆弱層、コミュニティの長期的な強靭性を構築するための鍵であることを強調する。我々は、脆弱な国、人々及び脆弱なグループに対する行動及び支援を更に拡大する必要があることを認識し、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、及び最小化にし、並びにこれらに対処するための支援を強化する上で、G7 加盟国からのものをも含む民間及び公的資金源が果たすべき役割を強調する。我々は、特に脆弱な途上国における関連するアプローチの実施のために、関連する組織、団体、ネットワーク及び専門家の需要主導型の技術支援を促進するために、気候変動の悪影響に伴う損失と損害を回避し、及び最小化し、並びにこれらに対処するためのサンティアゴ・ネットワークの運用化を強く支持する。さらに、我々は、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、及び最小化し、並びに対処するための活動の資金提供の取り決めについて議論するための、締約国、関連機関及びステークホルダー間のグラスゴー対話を全面的に支持し、建設的に関与する。我々は、気候リスク

保険強靭性グローバル・パートナーシップ（InsuResilience Global Partnership）を基礎として、気候・災害リスクファイナンス及び保険（CDRFI）アーキテクチャを強化することにより、貧困かつ脆弱な人々や国のために気候リスクに対するグローバル・シールドに向けた開発大臣の作業を歓迎する。

52. **気候中立て強靭な世界のための資金を動員し、調整する**：我々は、意味のある緩和行動と実施の透明性という文脈において、1000 億ドル合同動員目標を 2025 年にかけて可能な限り早期に達成することに共同でコミットする。我々は、グラスゴーにおいて締約国が表明した、この目標が未だ十分に達成されていないことに対する深い遺憾の意を再度表明する。我々は、2023 年にこの目標が達成されるとの確信を強めるべく、気候資金実施計画「1000 億ドル目標の達成」及びグラスゴーにおいてなされた他の追加的な誓約を緊急に実施するために他の先進締約国と協働することを再確認する。我々は、COP27 に先立ち、他の先進締約国とともに、昨年の気候資金実施計画で特定された共同の行動のための 10 の指針の実施に焦点を当てた進捗報告書の作成に取り組む。さらに、我々は、資金動員には世界的な努力が必要であるというパリ協定の認識を強調し、全ての国に対し、気候行動を支援するためにあらゆる資金源から資金を動員する努力を拡大することを求める。我々は、2 条 1 項 c で定めるように、資金の流れをパリ協定の長期目標に整合させることが緊急に必要であることを認識する。資金の流れを低排出型で気候変動に対して強靭な発展に整合させることは、全ての締約国の目標であり、我々は、全ての国に対し、この目標の実施と進捗のための方法についての理解を強化するよう求める。関連する全ての経済・金融の意思決定プロセスは、気候変動及び持続可能性の側面を十分に考慮し、野心的な NDC 及び SDGs の実施を促進する必要がある。数十億ドル規模から数兆ドル規模へのシフトのために、我々は、2050 年までにネット・ゼロ排出及び気候変動に強靭な発展を達成するための緩和と適応における行動の加速のために民間セクターを動員する努力を拡大することの緊急性を強調し、強力な投資環境整備、革新的金融手段、官民の金融機関、ブレンデッド・ファイナンス、政策、リスクプールがこの点において果たす役割の重要性を認識する。我々は、特に化石燃料セクターにおいて、パリ協定に整合的でない活動を現在も支援している民間資金の規模に懸念を持って留意する。我々は、ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合への積極的な参加を含む、民間セクターのイニシアティブと自発的なコミットメントを歓迎する。さらに、我々は、NDC の実施に貢献する民間投資家にとってより持続可能な投資機会を創出するため、適切な規制枠組み、政策、財政・経済的手段を採用することにより、全ての国における、投資環境整備を更に推進する公共セクターの緊急の必要性を強調する。我々はまた、非国家主体によるネット・ゼロのコミットメントの信頼性を高めるために、国連事務総長のハイレベル専門家グループが設立されたことを歓迎する。我々は、パリ協定の長期目標達成の目的に合致し、全てのグローバルな資金の流れをこれらの目標に整合させる必要性を反映した、2024 年までに新規合同気候資金数値目標を設定することを目的として、参加型代表性を確保しつつ、オープンかつ包摂的で透明性のある建設的かつ協調的な意見交換を行うことにコミットする。

53. **適応のための資金と気候資金へのアクセス** : 我々は、規模拡大した資金源の供与において緩和資金と適応資金の間の均衡を達成する文脈において、途上国に対する適応のための気候資金の供与を共同で 2025 年までに 2019 年の水準から少なくとも 2 倍にすることを求めるグラスゴー気候合意の実施に向けて他者とともに取り組んでいる。我々は、国際開発金融機関 (MDBs)、DFI 及び多国間基金等の全ての関連する金融機関に対し、野心的な適応資金目標の設定及び民間セクターの参画規模拡大の支援を含め、その努力をさらに強化することを強く要請する。我々は、気候資金実施計画への合意された進捗報告書を通じて、これらの適応資金への取組みに関するより多くの情報を提供するために協働する。我々は、特に貧困国や最も脆弱な国、特に LDC や SIDS に焦点を当てて、気候資金へのアクセスを改善することの重要性を強調する。この点に関し、我々は、気候資金の提供者と受益者による、COP26 で立ち上げられた気候資金へのアクセスに関するタスクフォースにおける原則と勧告及び先駆的な国での試行を適用する際のリーダーシップを歓迎し、2022 年の試行段階の実施から得られる教訓に期待する。我々は、全ての気候資金の提供者と受益者がタスクフォースの原則と勧告を適用することを求め、特に民間部門の役割に関して、タスクフォースが作業を進め続けることを奨励する。
54. **国際開発金融機関 (MDBs) のパリ協定との整合性** : 我々は、気候変動への配慮を、関連する全ての経済・金融上の意思決定プロセスに一貫して組み込むことが極めて重要な役割であることを認識する。我々は、MDBs を含む開発金融機関に対し、直接及び間接的な業務がパリ協定の目標に整合させるための具体的な計画ができるだけ早く、遅くとも COP27 までに提示し、NDC 及び LTS の強化を支援するためにバランスシートを活用しつつ民間部門の関与を強化し、1.5°Cへの道筋と気候強靭性に整合した経済発展を支援し、保証等のリスク緩和手段の利用拡大を強く求める。この観点から、我々は、全ての国際開発金融機関に対し、その全ての活動、特に間接融資や政策に基づく融資について、パリ協定と整合した強固な手法を COP27 までに完成させ、公表すること、また、COP27 までにポートフォリオの整合性についてどのように報告する予定であるかを明示することを求める。我々は更に、MDBs に対し、そのマンデートに沿って民間資金を動員し、各国主導のプロセスやプラットフォームを含め、民間セクターとリスクを共同負担する観点から、戦略的に投資のリスクを除去する計画を 2022 年までに策定するよう求める。MDBs はまた、低温室効果ガス排出と気候変動に強靭な開発に向けた途上国経済の道筋を支援する上で重要な役割を担っている。我々は、G7 メンバーとして、これらの行動を促進するために、関連機関の株主としての役割を活用することにコミットする。我々は、気候資金をジェンダーに対応したものとし、その有効性を高めること、特に、気候変動及び持続可能性のための行動に貢献する権限を与えられた女性の潜在力を引き出すことの必要性を認識する。
55. **国際協力の役割** : 我々は、気温上昇を 1.5 °Cに抑えることを射程に入れ続けるために国際協力を更に深化・強化することにコミットし、我々の努力を結集し、グリーン技術のより早い普及とコスト削減、SDGs 実施の加速及び自然生態系の強化から利益を得ること

とによってのみ、我々が共有する気候及びエネルギーの目標を達成できることを強調する。この文脈で、我々はまた、途上国の持続可能な開発の優先事項と展望に照らして、必要な公正かつ公平な経済社会の移行を促進するために、途上国に対する資金的・技術的支援の動員を強化する必要性を認識する。限られた政府資源と多数の国際協力の形態に留意しつつ、我々は、既存の協力形態を見直し、可能な場合には合理化し、その有効性と効率性を強化する必要性を強調する。クリーンエネルギー閣僚会合 3.0 やミッション・イノベーション 2.0、エネルギー効率化ハブ、国際エネルギー機関（IEA）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）などの確立された国際エネルギー機関や多国間プラットフォームは、このプロセスにおいて重要な役割を果たすことができる。我々は、OECD の「気候行動に係る国際プログラム（IPAC）」が、2050 年までにネット・ゼロ排出とより強靭な経済に向けて前進するよう各国を支援していることを高く評価する。

56. **ブレイクスルー・アジェンダの支持**：我々は、2030 年までに世界の各排出セクターにおいて、クリーン技術及び持続可能な解決策が最も安価で、アクセス可能かつ魅力的な選択肢となることを目指す、COP26 で立ち上げられたブレイクスルー・アジェンダを歓迎する。我々は、電力、道路交通、鉄鋼、水素に関するグローバルリーダー主導の最初の共通目標であるグラスゴー・ブレイクスルーの各々支持を再確認し、より多くの国が参加するよう求め、適切に追加的なブレイクスルーの設立を支援する。我々は、ミッション・イノベーション、クリーンエネルギー閣僚会合等の既存のプロセスを通じてグラスゴーのブレイクスルーを確実に実現するために他国と提携する用意があり、年次報告として報告される。
57. **開かれた協調的な国際気候クラブ**：我々は、国際的なルールと整合的で、G7 を超えた参加を得た、開かれた協調的な国際気候クラブの設立を探求するという 2022 年 2 月の G7 首脳による決定を想起する。我々は、気温上昇を  $1.5^{\circ}\text{C}$  に抑えることを射程に入れ続け、その他の方法でパリ協定の実施を強化することを含め、国際的な気候対応の強化を目指したイニシアティブの価値を評価する。我々は、気候クラブの提案について最初の議論を行っており、我々の議論を強化し、G20 パートナーや他の途上国・新興国を含む国々との協議を拡大することを期待する。我々の議論では、議論と協調のためのフォーラムとして機能することを含む気候クラブの野心的な気候行動の推進に向けた潜在的な貢献、気候クラブのパリ協定との関係性、気候クラブへの参画、クラブが我々の内部の政策アプローチを補完しながら特に、脱炭素化を加速する、様々な緩和努力と成果の比較可能性と有効性に関する優良事例を共有する、カーボンリーケージのリスクへの対処を行うといった潜在的な役割に焦点を当てた。我々は、気候クラブの提案に関して他の G7 の閣僚が行った議論に留意し、その貢献を歓迎する。我々は、G7 産業脱炭素化アジェンダ及び G7 水素行動協定を考慮しつつ、気候クラブが、産業のグリーントランسفォーメーションを推進し得ると考える。
58. **公正なエネルギー移行パートナーシップ**：我々は、自国のエネルギー移行と脱炭素化の取組を加速させるだけでなく、グローバルな取組のインキュベーターとして行動して

いく。したがって、我々は、公正な移行の概念に沿って、パートナーと協力し、気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続けることと整合的な方法で、気候野心を大幅に引き上げ、ネット・ゼロへの道筋に向けた移行を加速しようとする途上国及び新興国との野心的な「公正なエネルギー移行パートナーシップ」を推進する。COP26 で発足した「南アフリカとの公正なエネルギー移行パートナーシップ」は、革新的な多国間資金拠出パートナーシップ及び野心的な改革を進めることにコミットした国々との協調が、排出削減を実現するための資金を動員するためにいかに機能するかを示す例を提供する。将来のパートナーとの、この経験と、国際開発金融機関（MDBs）及び民間資金からのより野心的なアプローチから触発され、我々は、各国固有の状況を考慮しつつ、ネット・ゼロ排出、NDC の強化、パリ協定と整合的で、2030 アジェンダを支える持続可能な社会・経済に貢献する、国主導で、加速され、持続可能でありかつ社会的に公正なエネルギー移行を開発し、実施する高いレベルの野心を示すいくつかの途上国及び新興国を支援することを目指している。これらのパートナーシップは、我々の現行の国際的な気候協力の取組を補完し、強化し、支援し、そして、NDC パートナーシップや他の同様のイニシアティブ等の確立された国際的なイニシアティブの上に築かれるものである。これらのパートナーシップは、関連する規制改革を奨励・促進し、資金を動員し、規模を拡大した具体的な緩和の成果を達成するための触媒として機能する。これらのパートナーシップは、パリ協定の長期目標と資金との整合性を促進する一方、影響を受ける労働者やコミュニティがネット・ゼロ炭素経済で繁栄するための条件を確保する。

59. **炭素市場及び炭素価格付け**：我々は、ネット・ゼロへの転換を促進し、費用効率の高い排出削減を加速し、資金フローとパリ協定の長期目標との整合性を強化する技術、インフラ及び自然を活用した解決策への投資を奨励するための炭素市場及び炭素価格付けの決定的な潜在力を認識する。この文脈において、我々は、炭素市場及び炭素価格付けを通じて発生する歳入が、各国が更なる気候変動対策へ資金を供給しネット・ゼロへの転換における脆弱な世帯や低所得世帯を支援することを可能にする旨を強調する。我々はともに、そして G7 を超えたパートナーと、炭素市場及び炭素価格付けの野心的な活用を世界中で拡大することに取り組む。我々の行動を通じて経済全体の変化を引き起こすとともに模範を示すという政府の極めて重要な役割を認識しつつ、我々は、公共調達及び投資に関連する排出量の削減を加速するため、カーボン・シャドウ・プライシングを含む他の炭素価格付け及び炭素市場に基づく措置の採用を探求及び推進する。我々は、他の要因の中でも気候変動政策の野心が一層多様になっていくにしたがって、カーボンリーケージのリスクが増大する可能性があることを認識する。
60. **排出集約度の低減**：我々は、世界全体でネット・ゼロを達成するため、カーボン・フットプリントが最小またはマイナスの製品を生産・導入し、ネット・ゼロへの移行における軌跡を考慮しながら、できるだけ早く排出集約度を低減させることが不可欠であることを強調する。産業での生産の文脈において、排出集約度の低減は、各国のエネルギー事情や産業構造に応じた、国、地域、地方自治体、企業など様々な主体による多様な

削減努力の結果であることを考慮しつつ、我々は、排出集約度が、持続可能性、セキュリティ、適切なガバナンス、透明性やアカウンタビリティを含む他の主要な指標とあわせて、短期的に、低炭素排出集約度製品の開発・普及のための政策調整に貢献し得ることを認識する。我々は、排出集約度が、カーボンリーケージのリスクに対応する手段を実施するための重要な要素となることを認識する。従って、我々は、生産活動にとって不可欠な要素として理解されるものを始めとする他の社会・ガバナンス面の指標とともに、生産活動における排出集約度を評価するための測定基準の開発について協力する必要性を認識する。

61. **パリ協定第6条の実施**：我々は、NDCを実施・達成するために国際炭素市場に関与する締約国に対し、二重計上を防止し、環境十全性を確保し、持続可能な開発を促進する強固な枠組みを提供するパリ協定第6条のガイダンス／ルールに関するパリ協定第3回締約国会合（CMA3）の決定を歓迎する。同決定は、NDCを実施・達成するために国際炭素市場に関与する締約国に対し、二重計上を防止し、環境の十全性を確保し、持続可能な開発を促進する強固な枠組みを提供する。国内の排出削減及び除去の増加に引き続き焦点を当てる必要がある一方、第6条の可能性として、地球温暖化を1.5°Cに抑えるための排出削減のギャップを埋めるための更なる野心を促し、気候変動対策の資金及び資源の民間部門の関与と動員を促進することを認識する。我々は、第6条及び国際民間航空機関の全世界的な排出削減制度である CORSIA（国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム）の強固な実施に関して、途上国への能力構築の支援強化の重要性を強調する。我々は、第6条の新たなガイダンス及びルールを踏まえ、炭素市場プラットフォームの目的を見直し、パートナー国へのアウトリーチを強化する。我々は、民間部門の自主的な目的で用いられるものを含む、高い十全性のある炭素市場メカニズムの設計は、あらゆる形態の二重計上の回避を確実にする強固なルールと計上に基づくべきであるとの、環境十全性と持続可能な開発の根本的な重要性を再確認する。我々は、民間部門に対し、バリューチェーン全体での温室効果ガスの削減を最優先とし、2050年までのネット・ゼロ排出目標を設定する積極的な緩和策を実行することを奨励する。
62. **気候とエネルギー行動の協調**：我々は、全ての都市、地域、コミュニティ、ステークホルダー、市民及び事業部門を巻き込みつつ、ネット・ゼロや気候への強靭化への必要な変革は、地方自治体、世界首長誓約、ICLEI、C40などの都市ネットワーク、市民社会、民間部門主導のイニシアティブを通じて、大部分は地方レベルで推進、実施されることを認識し、パリ協定と連携した野心的な行動及びあらゆる政府のレベル及び部門にわたる協調・調整を奨励する。これに関連して、我々は、NDC（国が決定する貢献）及び国別適応計画（NAP）の策定、更新及び実施に地方自治体及び非国家主体を含めて関与させることや、教育、意識向上、市民参加の強化、並びに技術支援、能力構築及び資金調達を含め、地域に根付いた気候行動を実施するための彼らの努力を支援する必要性を認識する。この中には、特に女性、女児、若者、先住民といった気候変動の影響を最も受ける人々の役割を高め、支援することが含まれる。我々は、意思決定のあらゆる段

階における女性の完全かつ平等で意味ある参加とリーダーシップが、気候変動対策をより効果的なものにするために重要であることを認識する。我々は、セクターを超えた実施を促進するために、強化されたマラケシュ・パートナーシップ及びその作業計画 2021-2025 の重要性を強調する。

63. **エネルギーセクターにおけるジェンダー平等と多様性**: 我々は、これまでの活動と進捗に関する G7 エネルギーセクターにおけるジェンダー平等と多様性に関する共同報告書を歓迎し、全ての人のための平等と尊厳を達成するための行動を強化する必要性を強調する。我々は、2018 年に開始された「Equal by 30」キャンペーンに対する我々のコミットメント、及び 2021 年に採択された一連の強化されたコミットメントを再確認し、2030 年までに女性に対する給与、リーダーシップ及び機会の均等に向けて取り組み、クリーンエネルギー部門におけるジェンダー平等及び多様性を進展させることにコミットする。我々は、(1) 国の公的エネルギー機関における指導的立場におけるジェンダーバランスを取るために模範を示す。(2) クリーンエネルギー産業への女性の参画の可能性をてこ入れするため、我々は G7 エネルギーセクターにおけるジェンダー平等と多様性に関する共同報告書におけるベストプラクティスを拡充し、持続可能なエネルギー労働力の参入及び定着に関する社会的、文化的、教育上の障壁にいかに対処するのか、年内に更なる潜在的な行動分野を特定し、毎年我々の進捗をモニタリングし、より良いジェンダーを踏まえたデータを収集することを目指す。(3) 我々は、経済全体のジェンダー戦略との実施や統合を調整し、促進するために、国のジェンダー及びエネルギー移行フォーカルポイントを指定することを含め、政府内で取り組む。(4) 最後に、G7 ジェンダー平等アドバイザリー評議会、クリーンエネルギー閣僚会合、IEA 及びIRENA が、我々の進捗状況を毎年報告し、更なる行動のための提言を策定することについて、我々とともに作業を行うよう招請する。
64. **HFCs、モントリオール議定書及びキガリ改正並びに関連イニシアティブ** : 我々は、オゾン層保護と気候の両方のために、モントリオール議定書の一貫した普遍的な実施の重要性を再確認し、モントリオール議定書のキガリ改正を批准していない全ての国に対し、同改正を批准するよう求める。我々は、モントリオール議定書のキガリ改正に反映されたハイドロフルオロカーボンの生産量と消費量の段階的削減を引き続き実施するとともに、効率的で気候や環境にやさしい代替物質への直接的な移行を支持する。モントリオール議定書とは別に、我々は、ライフサイクルを通じて、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出を削減することの重要性を強調し、オゾン層破壊物質 (ODS) や HFC を含む電化製品の持続可能な廃棄物管理のためのアプローチなど、この点に関する国際的な努力と知見共有のイニシアティブを歓迎する。
65. **メタン** : 我々は、気温上昇を  $1.5^{\circ}\text{C}$  に抑えることを射程に入れ続け、オーバーシュートの可能性を減らすためには、2030 年までに世界全体で大幅にメタン排出量の削減を達成する必要があることを強調する。この文脈と IPCC の最新の知見に照らして、我々は、オーバーシュートせず又は限られたオーバーシュートを伴って 2100 年までに地球温暖

化を 1.5°Cに抑えるためには、世界全体のメタンの排出を 2019 年比で 2030 年までに 34%、2040 年までに 44%削減する必要があることを強調する。したがって、我々は、COP26 でなされた「グローバル・メタン・プレッジ」を実施するとのコミットメントを再確認する。同プレッジは、賛同国全体として、2030 年までに世界の人為起源のメタン排出量を 2020 年比で少なくとも 30%削減することを約束するものである。その実施を加速するため、G7 国のうちまだそのような取組を行っていない国は、国家気候計画・戦略を策定し、それに付随する措置を実施することにより、国内のメタン排出削減を実施するよう努めるとともに、まだ当該計画を策定していない国に対しては、その策定を奨励する。我々は、同プレッジの中核的実施パートナーとして、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ（Climate and Clean Air Coalition: CCAC）を支持する用意がある。廃棄物の発生は奨励されないが、我々は、廃棄物部門からのメタン排出を軽減する機会があることを認識する。主に、材料とエネルギーの回収を目指す最善の管理方法とプロセスを通じて、有機廃棄物を埋立地から転換することによって、また必要に応じて埋立地の健全な管理によって、さらに、耕地に依存しない又はより良い方法で利用できない有機廃棄物、農業残さ及びバイオマスから再生可能なメタンを生成する、Waste to fuel（廃棄物から燃料へ）技術を用いることによって、意図的又は非意図的なメタン放出のできない再生可能なメタンを輸送するインフラが設置されれば、廃棄物セクターは大気中のメタン排出削減に貢献することができる。また、そうでなければ放出され、捨てられ、燃やされ、又は輸送中に失われてしまう石油・ガス部門から排出されるメタンを回収・利用することにより、また、炭鉱からのメタン排出を最小限にする最良事例を用いることにより、エネルギー部門からのメタン排出を軽減する機会も認識する。さらに、農業分野のメタン排出を削減するために一層の努力が必要であることを認識する。我々は、世界レベルでの人為起源のメタン排出データの収集、調整及び検証を行うに当たって、国別排出インベントリと、2021 年の G20 の間に国連環境計画（UNEP）が欧州連合の支援を得て立ち上げた国際メタン排出観測所（IMEO）に情報を提供するために、排出量の算定、報告及び検証を継続的に改善する必要性を認識し、国際エネルギー機関等の関係者との協力の継続を奨励する。国内での取組に加え、我々は、エネルギー生産・消費に伴うメタン排出の削減の重要性を強調する。そのため、我々は、途上国及び新興国のメタン削減・除去プロジェクトに対して、より多くの支援を提供することを検討する。特に、我々は、他の石油・ガス生産国と協力して、焼却処分及びメタン削減プロジェクトを加速することに取り組み、石油・ガスセクターにおけるメタン排出を削減するための施策を強化することにコミットしている。

66. ロシアによる侵略戦争がもたらす、エネルギー市場及びエネルギー供給への影響：ロシアのウクライナに対する不当な、いわれのない、違法な侵略戦争は、国際エネルギー市場に強い余波を与えており、G7 諸国をはじめ世界各国の石油、ガス、石炭、鉱物、間接的には電力、商品・サービス、食料のさらなる大幅な値上げにつながっている。我々は、これが、G7 諸国及びそれ以外の国々の家計、特に低所得世帯、並びに企業や産業にもたらす負担について、重大な懸念を抱いていることに留意する。我々はまた、価格

の上昇は、成熟した経済圏と、既に枯渇した財源を持つエネルギー純輸入国である開発途上国の双方で痛切に感じられるであろうことを認識する。我々は、必要であれば、G7以外のパートナーとの適切な関係を含め、更に協調的で厳しい措置をとるために、その動向を注意深く監視する。エネルギー移行を推進するための重要な気候政策メカニズムを損なうことなく、異常な市場環境によるエネルギー価格の上昇を止めるために、効果的な措置を検討することが必要である。また、最近の出来事は、G7諸国及びそれ以外の国々のエネルギー供給の安全保障に重大なリスクをもたらしている。我々は、石油・ガス生産国に対し、責任ある態度で行動し、国際市場の逼迫に対応することを求め、OPECが果たすべき重要な役割に留意する。我々は、彼ら及び全てのパートナーと協働し、安定的かつ持続可能な世界のエネルギー供給を確保する。我々は、供給途絶の可能性がある場合には、連帯し、緊密に協調して行動し、特に脆弱な集団を保護するために、我々の経済及び国民への影響を緩和するために必要なことを行う。我々は、システムの回復力を構築し、透明性のあるルールに基づく、競争力のある、信頼できる、安価なエネルギー市場を促進するために、エネルギー及び関連する重要鉱物の供給源、供給、ルート、輸送手段の多様化の確保に向けて引き続き協働することにコミットする。5月8日、G7首脳は、ロシアの石油の輸入のフェーズアウト又は禁止等を通じて、ロシアのエネルギーへの依存をフェーズアウトすることにコミットした。G7の中には、エネルギー自給率向上のための取り組みを強化している国もある。欧州連合におけるロシアからの天然ガスへの依存を減少させることは、特に緊急の課題である。我々は、国際エネルギー機関（IEA）が適時に提示した「10ポイントプラン」を歓迎する。我々は、欧州委員会が、可能な限り速やかにロシアの化石燃料への依存を段階的に解消するための「リパワーEU計画」を発表したことを認識する。我々は、特に欧州市場へのパイプラインガスの潜在的な供給の途絶を緩和するために、液化天然ガス（LNG）の供給の増加が果たすことのできる重要な役割を強調する。我々は、現在の危機に対応し、我々の気候目標と合致した形で、ロックイン効果を創出すること無く、この分野への投資が必要であることを認識する。現在の危機は、供給を多角化し、クリーンで安全かつ持続可能なエネルギー技術の展開を加速し、省エネルギーを決定的に高めることによって、欧州がロシアへの依存度を下げる現実的かつ緊急の必要性と機会を強調しており、今年末までに大きな進展が可能である。

67. **エネルギー移行の加速化を通じたエネルギー安全保障の確保**: 現在の危機は、省エネルギーとエネルギー供給の安全性・安定性を高める上で、革新的でクリーン、安全、信頼性の高い、持続可能なエネルギー技術の強力な貢献を確保することの決定的な重要性を強調している。したがって、我々は、低炭素または再生可能なエネルギーの急速な拡大や省エネルギーの向上を含め、エネルギー安全保障と低廉性を我々の行動の中核に据えつつ、2050年までにネット・ゼロ排出の未来に向けてクリーンエネルギー移行を加速するという決意をさらに強固なものとした。我々は、クリーンエネルギーへの移行の加速が、化石燃料エネルギー源への依存に伴う供給セキュリティと気候変動リスクを低減し、エネルギーをより広く利用可能にし、産業競争力を高め、エネルギー消費者を保護することにより、エネルギー供給のセキュリティ、安定性及び価格の適正性を向

上させる鍵となることを強調する。我々は、クリーンで安全かつ持続可能なエネルギー技術の開発と展開、特に省エネルギーの改善と低炭素または再生可能なエネルギーの拡大が、経済成長と雇用創出を支えるものであり、国際エネルギー機関（IEA）の Net Zero by 2050 によれば、今後 10 年間で G7 において 260 万人もの雇用が創出されることに留意する。また、エネルギー移行の加速は、SDGs 目標 7 及び 2030 アジェンダ全体の実施に向けた触媒として機能することを高く評価する。エネルギー移行は今後も物質的に集約されるため、ネット・ゼロ・エコノミーの推進に必要な重要鉱物の安全で責任ある持続可能なサプライチェーンを確保する必要がある。我々はまた、開放的で、柔軟で、透明性が高く、競争的かつ持続可能なエネルギー市場の重要性を再確認する。これには、環境を害することなく、安定的で安全かつ安価なクリーンエネルギー供給を実現するための、重要鉱物及び重要なクリーン技術部品に対する安全で持続可能かつ強靭な市場の確保が含まれる。

68. **省エネルギー**：我々は、エネルギー移行における「第一の燃料」としての省エネルギーの役割を強調する。我々は、エネルギーと資源の節約及び効率的な利用が全てのセクターにおいて重要であり、エネルギーと資源の安全保障の強化、温室効果ガスの排出削減、経済競争力の向上、雇用創出、生物多様性の損失と環境汚染の防止、エネルギー貧困の削減、高いエネルギー価格によるマクロ経済・社会的影響の緩和に貢献することができると強調する。この目的のために、我々は、規制の枠組みを改善し、公的及び民間の資金を活用して、我々の経済における省エネルギーの改善を促進するための技術的及び非技術的な解決策の両方を促進する。これには、行動変容や、民間投資のリスクを軽減するための公的保証などの措置が含まれる必要がある。我々は、省エネルギーに関する SDGs 目標 7.3 の達成に向けた努力を強化し、既にこれらのイニシアティブに参加している国々にとって IEA 省エネルギーハブや超高効率機器の普及イニシアティブを通じた協力を含む、我々の国際協力を強化する。我々は、排出量を削減しながら消費者の利益となる需要サイドの対策を強化するための取組を認識している。
69. **再生可能エネルギー**：我々は、気温上昇を  $1.5^{\circ}\text{C}$  に抑えることを射程に入れ続けるためには、再生可能エネルギーの導入が自国経済及び世界全体にて強化され、急速に拡大することが重要であることを強調し、再生可能エネルギーによる発電、及び冷暖房や輸送における再生可能エネルギーの使用を大幅に増加させる。我々は、再生可能エネルギーに強く依存した温室効果ガス排出中立なエネルギー供給が、経済的に賢明で、技術的に実現可能で、信頼性が高く、安全であることを認める。再生可能エネルギーを導入するにあたり、我々は、エネルギー安全保障とエネルギーアクセスを改善し、経済成長のために、再生可能エネルギーの積極的な可能性を十分に活用する。また、我々は、ネット・ゼロの未来に貢献する最も革新的な再生可能エネルギー技術の成長を支援する研究開発活動の重要性を認識している。我々は、再生可能エネルギー技術の利用を加速し、拡大する努力を支援するための、国際的なエネルギー機関の活動を認識している。我々の目標を達成するために、我々は、例えば計画や許認可手続き、市場設計、系統運用、財政的インセンティブ、変動する再生可能エネルギーの高い割合の統合に必要なインフ

ラへの投資などの観点から、現在、再生可能エネルギーの拡大を妨げたり遅らせたりしている障壁や障害を取り除く。我々は、遅くとも 2050 年までのネット・ゼロ排出への道筋をつけるために、必要なレベルの民間投資を活用する手段として、再生可能エネルギーに対する公的資金を提供する必要があることを認識している。この点で、我々は、G7 諸国が 2021 年から 2030 年の間にクリーン電力と電力ネットワークへの投資の 3 倍を含む少なくとも 1 兆 3 千億ドルを再生可能エネルギーに投資することを示唆した IEA ネット・ゼロシナリオを認識している。加えて、我々は、G7 全体について収集した再生可能エネルギーの系統統合に関する知識と最良事例の共有を継続し、途上国・新興国における促進的な規制の枠組みの形成を促進していく。

70. **低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにアンモニアなどのその派生物**：我々は、ネット・ゼロ排出とエネルギー安全保障の未来を達成するための、低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにアンモニアなどのその派生物の中心的な役割を強調する。低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにその派生物のグローバルな市場とサプライチェーンを強化することは、我々の経済の完全な脱炭素化を可能にする重要なステップである。現在の地政学的な動搖や混乱が、エネルギー価格の記録的な高騰やエネルギー安全保障に対する深刻なリスクを誘発し、この必要性は更に一層普遍的なものになっている。したがって、我々は、グラスゴー・ブレイクスルー・アジェンダに沿って、低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにその派生物の分野における我々の共同行動を加速・強化し、既存の多国間活動の実施を合理化することを目指す。この目的のため、我々は、クリーンエネルギー閣僚会合、ミッション・イノベーション、国際水素・燃料電池パートナーシップ、IRENA、IEA 技術協力プログラム、水素閣僚会議等の下における関連するイニシアティブと協力し、重複を避けながら、G7 水素行動協定（G7-HAP）を立ち上げる。我々は、パリ協定の目標の達成に貢献するとともに、G7 諸国及び G7 を超えた各国の経済や社会の持続可能な発展のための新たな機会を提供するために、以下の行動をとることにコミットする。（i）我々は、国内及び世界全体で、とりわけ排出削減が困難なセクターにおいて、低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにその他の Power to X に関するバリューチェーンの開発を促進する。（ii）我々は、低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにその派生製品の生産、取引、輸送及び利用を促進する規制的枠組み及び共通基準の形成を加速する。（iii）我々は、低炭素及び再生可能エネルギー源をベースとした世界経済への不可逆的な移行を示すことによって、低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにその派生物の市場の強化に対する我々の強力な資金的コミットメントを確認する。（iv）我々は、G7 を超えた各国にも取組を広げつつ、低炭素及び再生可能水素のバリューチェーンの強化に対して存在する隔たりを特定及び解消する。（v）我々は、持続可能な基準に基づく低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素の製造に関する優良事例を交換し、新興のグローバルな水素市場の地政学的意義に関する対話を促進する。（vi）我々は、天然ガスインフラの脱炭素化において、そしてゼロエミッション火力発電のため、低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにその派生物の役割を支持する。

71. **電力システムの脱炭素化**：我々は、IPCC の第 6 次評価報告書 (AR6) 第 3 作業部会報告書と、化石燃料全体の使用を大幅に削減し、代替エネルギー・キャリアに転換し、エネルギー効率を高め、省エネルギーを進める必要があるというその調査結果に注目している。さらに、報告書が、排出削減対策が講じられていない化石燃料インフラの継続的な設置が、GHG 排出を固定化することを強調していることにも留意する。我々は、グラスゴー気候合意と、排出削減対策が講じられていない石炭火力の遅延に向けた努力を加速させるというその呼びかけを歓迎する。我々は、可能な場では常に、エネルギー需要部門の電化がエネルギー・システムの脱炭素化の鍵であることを強調する。2021 年の気候・環境コミュニケにおける我々の合意を想起し、我々は更に、2035 年までに電力部門の大半を脱炭素化するという目標にコミットし、我々の 2030 年 NDC、電力部門の移行に関するコミットメント及び我々のそれぞれのネット・ゼロのコミットメントと整合的な形で、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電を最終的にはフェーズアウトさせるという目標に向けた、具体的かつ適時の取組を重点的に行う。このために、クリーンエネルギーへの移行に必要な技術や政策を迅速に拡大していく。そうする中で、我々は、国家のエネルギー安全保障、価格の適正性、強靭性の重要性を再確認し、影響を受ける労働者、地域、コミュニティへの支援を提供することの重要性を強調する。我々は、世界の排出削減対策が講じられていない石炭のフェーズアウトの促進を支援することにコミットし、一部のメンバーがこの目標の達成に貢献する脱石炭同盟に参加していることを認識する。
72. **原子力エネルギー**：原子力の使用を選択した国々は、エネルギー・ミックスにおける原子力の役割を再確認した。それらの国は、低廉な低炭素のエネルギーを提供し、ベースロード電源や系統の柔軟性としてエネルギー安定供給に貢献する原子力の潜在性を認識する。これらの国は、今後 10 年以内に小型モジュール炉を含む革新的な原子力技術を開発・展開していくことが、世界の多くの国がエネルギー・ミックスの一部として原子力を採用することに貢献するだろうとの評価を述べている。G7 は、最高水準の原子力安全及び核セキュリティが、全ての国及びそれぞれの国民にとって重要であることを強調する。
73. **化石燃料補助金**：我々は、化石燃料への補助金はパリ協定の目標と整合していないことを強調する。非効率な化石燃料補助金をフェーズアウトすることは、パリ協定 2 条 1 項 c を実現するための重要な要素である。非効率な化石燃料補助金をフェーズアウトすることで、希少な公的資金の縛りがなくなり、それをクリーンエネルギーへの移行の加速支援に使用することが可能となり、クリーンエネルギー技術の競争上の不利の軽減に役立つ。ウクライナに対するロシアの攻撃を受け、深刻な化石燃料価格高騰の影響を受けている企業や市民に対する資金支援が、現在複数国で政治課題となっている。しかし、我々は、我々の救済措置が一時的目的を絞ったものであることをを目指しており、2025 年までに非効率な化石燃料補助金を廃止するという我々のコミットメントを再確認する。我々の共同目標の達成を加速するために、我々のコミットメントを確実に実施するよう、我々は必要な行動をとる。透明性を高める必要性を認識し、我々は、G20、SDGs

目標 12c や OECD を含む進行中のプロセスに基づき、2023 年に我々のコミットメントの達成に向けた進捗を報告することを目指し、可能な限り早期に化石燃料補助金の共同公開インベントリを開発するための選択肢を検討する。この作業及び非効率な化石燃料補助金のフェーズアウトに向けた努力を加速するとの COP26 のコミットメントに基づき、我々は、COP27 に先立ち、他の国々に対し、これらの努力を前進させることを求める。また、この観点から、我々は、国際レベルで、非効率な化石燃料補助金の廃止及び透明性の向上に関する協力、議論、最良事例の共有を拡充するための措置を講じることとする。

74. **国際的な化石燃料ファイナンス**：我々は、国際的な公的資金を、2 条 1 項 c に反映されたパリ協定の目標に整合させ、2020 年代、更には 2030 年代及び 2040 年代における世界の大幅な排出削減を達成するという我々のコミットメントを再確認する。この文脈において、我々はまた、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を含め、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を 2021 年末までに終了したことを強調する。我々は、エネルギー安全保障に向けた最も重要な貢献は、加速され、かつ慎重に管理されたクリーンエネルギーへの移行であることを引き続き確信しており、これを追求することに搖るぎないコミットメントを有する。我々は、世界がネット・ゼロ排出に向けた軌道を維持し、気温上昇を 1.5°C に抑えるためには、低排出及びゼロ・エミッションエネルギーに対するグローバルな投資を大幅に増加させる必要があることを強調する。我々は、途上国が気候目標及びエネルギー移行を適時に、かつ適切に管理された形で達成することを支援することの重要性を強調する。我々は引き続き、パリ協定の長期目標に沿った投資に公的及び民間資本が流れるよう促す。国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを認識し、国際的なクリーンエネルギーへの移行の加速と、排出削減対策が講じられていない化石燃料部門に対して世界的に継続している投資のフェーズアウトが、気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続けるために不可欠であることも認識し、我々は、各國が明確に規定する、地球温暖化に関する 1.5°C 目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援の 2022 年末までの終了にコミットする。我々は、クリーンエネルギー技術に対する追加的なインセンティブを提供する可能性を含め、我々の公的な貿易、輸出及び開発金融政策をこれらの目標に向けて整合させ、この時間枠の中でこれらのコミットメントを実施することにコミットする。これは、公的金融機関、MDBs 及び二国間 DFIs の理事会における我々のアプローチも導くものである。従って、我々は、他の主要経済国、MDBs 及び二国間 DFIs、多国間基金、公的銀行並びに関連機関にも、これらのコミットメントを採用するよう求める。我々は、我々のコミットメントに対する進捗をレビューすることにコミットする。
75. **産業の脱炭素化**：我々は、気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続けるために、主要産業部門の脱炭素化が重要であることを強調する。2020 年代は、2050 年の先に向けた投資を導く規制面の政策枠組みを形成し、産業界における座礁資産を防ぐための

決定的な年代である。したがって、我々は、特に排出削減が困難なセクターにおいて、産業の脱炭素化のペースの加速化を支援し、気候中立に向けた我々の産業の変革に関する協力を強化することにコミットする。したがって、我々は、既存の主要なイニシアティブの活動を補完及び支援するため、G7 産業脱炭素化アジェンダ (IDA) の作業を更に進め、野心を高めていく。我々は、持続可能で公正な移行を支援するため、G7 メンバー及びそれ以外の国において、ニア・ゼロ技術及びインフラのイノベーションと規模の拡大を加速させる適切なプッシュ・プル・メカニズムの推進に更に取り組む。我々は、研究とイノベーションが、全ての産業セクターの脱炭素化を更に推進する上で、重要な役割を果たすことを認識する。したがって、我々は、新技術の出現を支援し、市場歪曲を低減しつつ、必要な標準、基準及び規制の策定を支えるとともに、公的なクリーンエネルギー及び低炭素の研究開発努力に引き続き注力することにコミットする。排出量を迅速に、そして全てのセクターで削減することの重要性を念頭に置き、我々は、エネルギー・資源効率の向上、電化、プロセス統合、低炭素・再生可能水素、包括的な産業用熱利用、産業廃棄物の削減、燃料転換、炭素回収・利用・貯蔵 (CCUS) 及びカーボンリサイクルを通じて、主要産業プロセスからの排出を削減する取組も継続・強化する。ネット・ゼロ産業を達成するには、世界的な取組の強化が必要であることを認識し、我々は、金融・技術協力や多国間フォーラムを通じた、低・中所得国への支援を探求する。需要を構築するために、我々は、より広範な規模でニア・ゼロ産業生産製品の市場導入の機運を加速するとともに、また、他の国際的なフォーラムにおいて、この問題を議題として前進させるよう働きかけていく。

76. **G7 メンバーにおける重工業部門のネット・ゼロの達成：** 我々は、国際エネルギー機関 (IEA) による「G7 メンバーにおける重工業部門のネット・ゼロの達成」に関する報告書を歓迎する。特に、ニア・ゼロ産業生産への道筋における適切な政策と資金メカニズムに関する提言と、各セクターと地域に固有の状況を考慮したニア・ゼロ・エミッション素材の生産に関する共通で実用的な定義の原則の提案を歓迎する。技術革新の時間軸を考慮し、我々は、2050 年またはそれ以前にネット・ゼロ排出を達成するという我々の目標と適合しつつ、ニア・ゼロ・エミッション素材のリード市場が 2030 年以降優位に立つためには、既にこの 10 年間で規模を拡大されるべきことを認識する。ニア・ゼロ・エミッションへの進展を積極的に進める一方で、すべての国は、ネット・ゼロに向けた道筋に沿った必要な移行への政策支援を行うべきである。また、IEA の報告書によると、ニア・ゼロ・エミッションの一次鋼とセメント用クリンカーの市場は、2030 年までに世界でそれぞれ 1 億トン、2 億 5000 万トンまで成長する可能性があるとされており、我々はこの機会の実現に貢献するため、関連する政策を展開し、民間イニシアティブを刺激するよう努める。
77. **G7 産業脱炭素化アジェンダの推進：** 我々は、ニア・ゼロ産業製品のための市場の出現を加速し、促進したい。G7 産業脱炭素化アジェンダを推進するため、G7 メンバーにおける重工業部門のネット・ゼロに関する IEA 報告書の知見を得て、我々は、当該報告書における諸定義を、ニア・ゼロ産業生産プロセスに関する各セクターと地域に固有の状

況を考慮しつつ、ニア・ゼロ・エミッションの鉄鋼及びセメント生産の野心的な一般的定義に関する共通理解に至るための確かな出発点として認識することとする（付属文書「産業脱炭素化アジェンダに関する結論」参照）。我々は、将来今後の産業脱炭素化のためのプロジェクトにおいて、諸定義を整合させするよう取り組んでいく。我々は、これが、更なるエネルギー集約型産業分野のための諸定義を作成し、合意するためのモデルとなり得ることに留意する。我々はまた、特に排出削減が困難なセクターにおける産業の脱炭素化を加速するためには、主要な分野に取り組む様々な政策を包括的に揃えることが必要であることを強調するとともに、IDAにおいて特定された、あり得べき政策手段のツールボックスを認識する（付属文書「産業脱炭素化アジェンダに関する結論」参照）。我々は、これらの要素及び行動の詳細を IDA の枠組みの中で更に検討し、その進捗を適切にレビューすることを決定する。我々は、技術革新の時間軸を考慮し、特に鉄鋼やセメントといった削減が困難なセクターの技術転換を加速する適切なメカニズムとして、持続可能でグリーンな調達に注目する。各国における大きな市場力と世界的な排出量との関連性から、公共部門は、ニア・ゼロ・エミッション素材のリード市場の創造に不可欠である。我々はさらに、鉄鋼に関するグラスゴー・ブレイクスルーで得られた合意を、グリーンな鉄鋼生産を拡大するための有望な一歩として歓迎する。我々は、時間をかけてその目標を前進させるために取り組んでいく。我々は、さらに、クリーンエネルギー閣僚会合の産業高度脱炭素化イニシアチブ（IDDI）、ファースト・ムーバーズ・コアリション、産業移行のためのリーダーシップ・グループ、ミッション・イノベーション・ネット・ゼロ産業などの国際イニシアティブによってなされた、産業の脱炭素化を加速させるための活動を歓迎する。

78. **道路部門：** 我々は、運輸部門が世界のエネルギー関連の CO<sub>2</sub> 排出量の約 4 分の 1 を占めていることを認識する。我々は、気温上昇を 1.5°C に抑えることを射程に入れ続けることは、2020 年代における電動化技術の大規模な導入や排出量の大幅な削減による運輸部門からの温室効果ガスの迅速かつ相当な削減を通じてのみ可能であり、運輸部門の全体的な転換により促進されることを強調する。我々は、IPCC 第 6 次評価報告書（AR6）第 3 作業部会報告書及び当該報告書における運輸部門の脱炭素化に関する調査結果において、ライフサイクルベースでは、低排出電力を動力源とする電気自動車は、陸上輸送の中で最大の脱炭素化ポテンシャルを提供しうることが記載されていることに留意する。また、IPCC 報告書には、持続可能なバイオ燃料は、陸上輸送において、短期的・中期的に更なる緩和効果をもたらしうこと、及び、持続可能なバイオ燃料、低排出の水素とその派生物質（合成燃料を含む）は、海上輸送、航空輸送、及び重量物の陸上輸送由来の CO<sub>2</sub> 排出の緩和を支えうるが、生産プロセスの改善とコスト削減を必要とすることが記載されている。我々は、1.5°C を射程に入れ続けるための重要な要素としての排出ゼロ道路部門に向けて取り組むために、この 10 年間に、排出ゼロの公共交通機関及び公用車を含む小型車の排出ゼロ車両の販売、割合、及び導入を相当に増加させること、ディーゼル車やガソリン車の新規販売からの移行を加速させること、中型・大型車からの排出を相当に削減すること、充電及び充填インフラに相当に投資すること、イノベーションを促進すること、そして持続可能で安全なバッテリーリサイク

ルを支援することを含め、2030 年までに高度に脱炭素化された道路部門にコミットする。我々は、これらの目標のために G7 メンバーが採る多様な道筋を認識する。我々は、排出ゼロ乗用車及びバンへの移行の加速化に関する COP26 宣言の署名国によるコミットメントに留意する。我々は、ゼロエミッションビークル移行協議会を歓迎・支持し、途上国の移行を支援する方法の探求を含め、旅客及び貨物用の排出ゼロ車両の展開を加速するために、他の世界のパートナーと協働していく。我々はさらに、我々の産業と市民が、公平かつ包摂的な方法でこの移行を行うことで、我々の産業と市民を支援することにコミットする。我々は、自動車のライフサイクルに沿った持続可能性と脱炭素化を促進するための野心的な行動にコミットする。

79. **都市部及び農村部における持続可能な交通手段**： 我々は、2050 年までに全世界でのネット・ゼロ排出の達成を助けるために、持続可能なモビリティを促進し、運輸部門からの温室効果ガス排出を削減することの緊急の必要性について強調する。我々は、公共交通、鉄道、シェアード・モビリティ、サイクリング、ウォーキングなど、持続可能で低炭素またはゼロ炭素の交通手段や、充電インフラへの資金提供による電気自動車の普及促進に使われる交通予算の割合を相当に増加させるという目標を設定した。我々は、都市部と農村部において、より持続可能で相互に連携した交通手段の提供を促進し、鉄道や水上のインフラへの投資によりインター・モーダルな輸送を支援するための努力を強化する。我々は、我々の産業と市民が低排出又はゼロ排出の交通手段を利用することを奨励するため、モーダルシフトを促進することにコミットする。さらに、自動車のライフサイクル全体の脱炭素化を推進する必要がある。我々は、産業基盤の移行を支援し、急速に成長する持続可能なモビリティの世界市場を支えるために必要な技術を研究し、さらに開発と拡大をするための意欲的な投資を行うことにコミットする。
80. **国際航空**： 我々は遅くとも 2050 年までに国際航空からのネット・ゼロ排出を実現するという、野心的な、パリ協定と整合的な長期的かつ意欲的な目標を支持し、2022 年の第 41 回 ICAO 総会において、ICAO の国際航空におけるカーボンオフセット及び削減スキーム (CORSIA) の第 1 回定期レビューの効果的、かつ野心的な成果を獲得するために協働することにコミットする。したがって、我々は電気や水素ベースの解決策、そして革新的なエンジン技術を含む低炭素型航空機の開発を促進するための強力な研究開発を伴う、民間航空のために燃料効率を高めるための措置を共同でとることを支持する。さらに、我々は、短期間に航空部門の CO<sub>2</sub> 排出量を低減させるために、持続可能な航空燃料の入手可能性を共同で向上させるための措置を支持する。我々は COP26 での国際航空気候野心宣言を支持し、またトゥールーズ宣言に同意した国はこれを支持する。
81. **国際海運**： 我々は、遅くとも 2050 年までに国際海運からのゼロ・エミッションを達成するために、世界的な努力を強化することを約束する。我々は、国際海事機関 (IMO)において、適切な軌道を確保するために、2030 年及び 2040 年の野心的なパリ協定に基づく中長期目標及び措置の策定・採択を含め、そのような目標に向けて取り組むこと

を誓う。この観点から、我々はまた、パリ協定の気温目標に沿って、船舶からの温室効果ガス排出の削減に関する IMO の初期戦略の改訂の文脈において、野心度の強化に関するグローバルなコンセンサスを構築することにコミットする。我々は、ゼロ及び低排出のライフサイクル技術及び燃料の重要な役割を認識し、ゼロ及び低排出のグリーンポート、ゼロ・低排出燃料及びインフラの生産のための投資、これらの燃料のセクターへの供給を確保するためのライフサイクル・ゼロエミッション燃料基準の検討を含む海運バリューチェーン全体にわたる行動の必要性を認識する。我々は、グリーン海運回廊のための COP26 クライドバンク宣言と、及び参加している国に関しては 2050 年までのゼロエミッション海運に関する宣言も支持する。

82. **ネット・ゼロ・ビルディング：** 我々は、第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書とその建築物の脱炭素化に関する知見に留意し、2050 年までに温室効果ガス排出ネット・ゼロを達成するために、改築率の加速化、エネルギー効率の改善、再生可能エネルギーの活用、技術・制度・財政能力の構築のための、より野心的でより効果的な政策の必要性を認識する。既存の建築物からの直接的、間接的、及びそれが体現する排出と建設産業からの排出が、世界の CO<sub>2</sub> 排出量の約 40%に寄与し、特に都市の中間層が拡大している新興国において建築資材の需要が増加していることから、我々は、気候変動に対処する上で建築物の脱炭素化の重要性と建築物の気候強靭性を強化する必要性に留意する。まだ実施されていない場合には、我々は、建築物からのエネルギー関連の排出を、気温上昇を 1.5°C の射程に入れ続けることと整合的に削減するための目標を、できるだけ早い時期に進めることにコミットする。我々は、既存の建築物の性能基準や新しい建築物の設計基準の設定を促進したり、改築へのインセンティブを与えることによる取組を含め、エネルギー効率を持続的に高めていくとともに、土地利用、設計、建材、建設、解体など建物のライフサイクル全体を通して、あらゆる種類の温室効果ガス排出を削減する行動を強化し、持続的に調達される建材に炭素を貯蔵する建物の可能性も探し、リード市場の成長と持続的建材に対する需要を支持する。私たちは、建材や設備の耐久性、再利用、リサイクルに基づく循環型の発展を不可欠なものと考える。我々は、例えば、ライフサイクルを通じた排出削減や建築物の炭素貯蔵能力の活用などの的を絞った政策を可能とするため、G7 各国の建築物の炭素固定量に関する国内データの入手可能性と開示を拡大することにコミットする。我々は、化石燃料からの移行を究極の目的として、規制やインセンティブを含む適切な政策手段を用いて、建築物の冷暖房システムの脱炭素化に向けた国家的取組を強化することにコミットする。したがって、我々は、新しい冷暖房システムをゼロカーボン対応にすること、及び／又は再生可能エネルギー割合が増加したものと相互接続されることに向けて段階的なアプローチをとるとともに、新しい化石燃料ボイラーの設置からの移行を加速させることも目指す。加えて我々は、ヒートポンプの普及と、より気候にやさしい冷媒の迅速な段階的導入を支援していく。我々は、G7 各国における既存の建築物から排出される二酸化炭素を削減し、気候強靭性を高めるため、パフォーマンスが最も悪い建築物や公共の建築物に特に重点を置き、改修・改築の年間実施率を高めていく。我々は、充電インフラや駐車場の整備等を通じたゼロエミッション交通の普及促進における建築物の役割も考慮し、ゼロ

カーボン対応／ゼロエミッションの新建築物を、理想的には 2030 年又はそれ以前に実現することを促進していく。我々は、我々の気候目標の達成に資するよう、建築セクターで働く専門家の訓練を支援していく。我々は、世界グリーンビルディング協会によって開始され、企業、都市、地域政府によって署名された「ネット・ゼロ・カーボン・ビルディング・コミットメント」に留意する。我々は、特に民間セクターに対し、世界的に建築物からの排出を削減するための貢献を増加させるよう要請する。我々は、パートナー国（日本）の建築物及び建設セクターの変革を支援するための努力を増大させる。我々は、建築・建設セクターの気候中立への移行を世界的に推進し、各国政府と連携するための重要な国際的フォーラムとしての建設・建築部門におけるグローバルアライアンスの役割を認識する。

83. **強靭なネット・ゼロ排出の都市**：我々は、公正な気候・エネルギー移行を実施し、地域のニーズや環境条件との関連で移行を社会的に受け入れられるようにする上で、都市、地域、地方自治体が重要な役割を果たすことを認識する。我々は、都市と都市部が、気候変動、生物多様性の損失、及び汚染という三重の危機と戦うための重要な地球規模のシステムであることを認識する。同時に、都市とその住民は、気候変動の影響に脆弱であり、適応能力を高めることによって脆弱性を軽減する必要があることも認識している。スマートで持続可能かつ強靭な都市は、再生可能エネルギーの重要な役割、持続可能なモビリティ、需要側管理、エネルギー消費者の積極的な参加に基づく革新的で持続可能なエネルギーソリューションの開発を通じて、ネット・ゼロ排出の未来に向けた実験室として機能することが可能である。我々は、IPCC の 1.5°C の地球温暖化に関する 2018 年特別報告書並びに IPCC 第 6 次評価報告書における第 1、第 2 及び第 3 作業部会の報告それぞれにおいて認識されているように、SDGs をロードマップとして、世界規模の都市化は、特に、変革的で気候変動に強靭な適応と温室効果ガスの排出を大幅に削減する機会を提供することに留意する。我々は、都市の急速な排出削減ポテンシャルと、急成長する都市における炭素の固定化を回避することの重要性に留意する。市長やその他の地方のステークホルダーは、自治体の計画能力や都市ネットワークの強化といったボトムアップのイニシアティブを通じた取組を含め、この変革において重要な役割を担っている。この観点から、我々は、特にパートナー国において、電力システムの脱炭素化、デジタル化、需要側と供給側の資源の有効活用の進捗を強化するための自然を活用した解決策によるものを含めて、脱炭素化され強靭な都市計画やインフラへの投資を加速することが緊急に必要であることを強調する。我々は、都市システムの変革は、地方政府レベルにおいて、地方政府により、地方政府とともに、大規模に推進される必要があることを強調し、地方の主体の可能性とニーズを、グリーンな復興と公正かつ包摂的な移行に向けたものを含むインフラ投資とイニシアティブにおける戦略的優先事項として検討していく。我々は、脱炭素化に向けた国際的な都市間連携を促進していく。
84. **二酸化炭素除去**： 我々は、オーバーシュートせず又は限定的なオーバーシュートを伴って地球温暖化を 1.5°C 上昇の範囲に抑えるほぼ全ての経路は、21 世紀を通して 100~

1000 ギガトン単位の二酸化炭素に達する二酸化炭素除去（CDR）の使用を見込んでいることを IPCC の最新の分析が示していることを認識する。これらの技術に関連するリスクや制限を念頭に置き、CDR が脱炭素化及び温室効果ガス排出削減のための緊急行動に取って代わるものではないが補完しうるものであることを強調した上で、我々は、これらの装置の有効性を調査し、CDR ソリューションのスケールアップを適切に加速するために協力することにコミットする。自然の炭素吸収源を保護、回復、拡大することは引き続き不可欠であるが、我々は、自然に基づく解決策を通じたものを含め、強固な社会・環境セーフガードを備えた追加的なマイナス排出技術、例えば、二酸化炭素の回収・貯蔵を伴うバイオエネルギー（BECCS）や、直接大気による二酸化炭素の回収・貯蔵（DACCs）が、ネット・ゼロ排出の達成に役割を果たしうこと、更さらなる技術革新と展開により、この 10 年間でコストが大幅に低下することを認識する。二酸化炭素除去技術は、短期的には実質排出量の削減に、中期的には完全な脱炭素化が困難なセクターにおける残留排出量の相殺に、そして長期的には年間残留排出量を超えるレベルで導入されればネット・マイナス排出の達成に貢献することが可能である。CCUS やカーボンリサイクルのような技術的解決策は、それら自体では必ずしもネガティブエミッション技術ではないものの、そうした技術がなければ排出が避けられない大規模なエネルギー源や産業源からの排出を削減でき、国によってはネット・ゼロ経済の目標達成にとって適切である可能性がある。このため、我々は、これらの技術のコストをさらに下げるための技術革新のための資金を提供することにコミットし、ミッション・イノベーションの二酸化炭素除去イニシアティブ、及びファースト・ムーバーズ・コアリション等のイニシアティブを認識する。